

令和5年第4回
笠間市議会定例会会議録 第4号

令和5年12月11日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副	市	長 近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	磯 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 長	菌 部 恵 一 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	島 田 茂 君
環 境 政 策 課 長	大 内 光 広 君
環 境 政 策 課 長 補 佐	鈴 木 晃 君
脱 炭 素 推 進 室 長	藤 枝 諭 君
都 市 計 画 課 長	鶴 田 宏 之 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	大 嶋 信 二 君
資 産 経 営 課 長	塩 畑 猛 君
資 産 経 営 課 長 補 佐	小 貫 彰 君
財 政 課 長	山 田 正 巳 君
財 政 課 長 補 佐	本 凶 亜 紀 君
農 政 課 長	菊 地 恵 一 君
農 政 課 長 補 佐	島 田 耕 一 君
人 事 課 長	石 川 浩 道 君
人 事 課 長 補 佐	鈴 木 滋 君
学 務 課 長	稲 田 和 幸 君
指 導 室 長	持 丸 正 美 君
学 務 課 長 補 佐	仁 平 秀 明 君
危 機 管 理 課 長	谷 田 部 仁 史 君
危 機 管 理 課 長 補 佐	近 藤 智 広 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	久 保 田 真 智 子 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 補 佐	重 原 裕 美 君

観 光 課 長	山 内 一 正 君
観 光 課 長 補 佐	川 松 祐 市 君
管 理 課 長	小 松 崎 宏 君
管 理 課 長 補 佐	鈴 木 行 男 君
資 源 循 環 課 長 補 佐	友 部 光 治 君
環 境 セ ン タ ー 所 長	柏 崎 泉 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	西 山 浩 太
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 4 号

令和5年12月11日（月曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第4号のとおりといたします。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番村上寿之君、14番石井 栄君を指名いたします。

一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内とします。

執行部には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは反問しますと宣言し、議長の許可を得て、質問内容を深めてください。さらに、議員、執行部とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、2番酒井正輝君の発言を許可いたします。

酒井正輝君。

〔2番 酒井正輝君登壇〕

○2番（酒井正輝君） 参政党の酒井正輝です。議長の許可がありましたので、一問一答方式で、通告に従い質問させていただきます。

議長、途中でパネルの掲示を1枚だけ許可をお願いします。

○議長（大関久義君） 分かりました。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。

大項目1から伺いたいと思います。三つの項目に分けて、笠間市の環境政策と、あと森林の保全、環境保全について伺いたいと思います。

小項目①なのですが、ノーモアメガソーラー宣言の提案をしたいのですが、どうですかということなのですが、まず提案意図から説明したいと思います。

そもそもこのノーモアメガソーラー宣言というのは何なのだろうかということなのです

けれども、御存じの方もいらっしゃると思うのですが、今年5月に福島市が行った宣言であります。少し読んでみようと思います。添付資料に配付してあるので、それを併せて見ていただくとありがたいです。

まず最初の3行は、この福島市の自然環境を誇る文面があるのですが、「花やくだもの畑が広がる田園風景は、福島市民の誇りであり、心に刻み込まれたふるさとの光景です。」とあります。

「しかしながら、山あいの大規模太陽光発電施設の設置が相次ぎ、森林の伐採や用地造成によって、景観が悪化してきています。」これも笠間市の実情と似ているのかなと思います。

「そればかりか、保水機能の低下によって災害の発生が危惧され、地域の安全性に対する市民の懸念も高まっています。私たちは、市民生活の安全安心を守り、ふるさとの景観を地域の宝として次世代へ守り継いでいかなければなりません。」この辺が、私が読んで、笠間市の実情とあと笠間市の環境政策にも親和性があるのかなという文言だと思うのです。

「福島市は、災害の発生が危惧され、誇りである景観が損なわれるような山地への大規模太陽光発電施設の設置をこれ以上望まないことをここに宣言します。設置計画には、市民と連携し、実現しないよう強く働きかけていきます。」と、これが宣言の急所ですかね。福島市もゼロカーボンシティ宣言をしております、その辺、笠間市と同じなのですが、脱炭素社会に向けて取り組みますよという一方で、でも森林や自然環境は守りますと、そういうことがこの宣言の骨子だと思います。

笠間市でも今、申しましたとおり、発電事業によって、森林の伐採あるいは景観の悪化など問題が起こっております。森林の保全や農地の保全は、笠間市の環境政策の内容とも一致していると思うのです。笠間市の環境基本政策に書いてありますので、その点、実情が似ているのかなと。ゼロカーボンシティ宣言以来、脱炭素事業に笠間市は取り組んでおりますけれども、その以前から、そして今でも、それはあまり変わっていないと思います。カーボンニュートラルの視点からも、森林は大事なはずであります。市民も、それを問題視しております。市民アンケートでも、市内の景観がよくないのではないかと、そういう意見があって、理由の第1位としては空き家の発生とか空き店舗の発生なのですが、第2位がソーラーパネルが増えていると。それによって景観が悪くなっているという市民の方が、アンケートからいるということがうかがえます。

そしてまた、過去の答弁でも、市内の森林や農地に発電施設を設置するという意思はないという答弁もありますので、市の事業とも競合しないのかなと、そう思います。

あと、要点としては、二つの宣言とも競合しないということが言えます。二つの宣言というのは、ゼロカーボンシティ宣言とプラスチックごみゼロ宣言、笠間市は二つの宣言を行っておりますけれども、その宣言とこのノーモアメガソーラー宣言も競合しないのでは

ないかと、そういうところを宣言すること自体はお金がかかりませんので、よいのではないかなと、駄目な理由がないのではないかと、そう個人的には考えております。

そしてあともう一つ、レガシーになるのではないかなとも思います。メガソーラーによる森林伐採が全国的にも問題視されておまして、それは御存じだと思っておりますけれども、今なら、こういう宣言をしているのはこの福島市だけなのではけれども、全国2位の先進的な試みということで、環境保全に意識の高い自治体として宣言するというのは悪いことではないのかなと思います。

繰り返しになりますけれども、森を切るといえるのは問題視をされて、全国的に問題だと思える方が多いので、脱炭素事業を進めるのはいいのですけれども、それによって森林が伐採されるようだとよくないのではないかと。脱炭素を進めても、一方、森は守るのだと、そういう姿勢を取っていただければ、笠間市の環境政策は本物なのではないかと、そういう見方がされるのではないかとと思います。

よいことづくめではと私は思うのですけれども、まずこういう宣言するというのは検討していただけないかなと思うのですが、どうでしょう、答弁をお願いします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 2番酒井議員の御質問にお答えいたします。

ノーモアメガソーラーの宣言を提案したいがどうかとの御質問でございますが、酒井議員おっしゃられたように、福島市のノーモアメガソーラー宣言は、森林を伐採して設置される大規模な太陽光発電設備により、景観や地域の安全・安心が損なわれることを防止するため、大規模太陽光発電設備の設置をこれ以上望まない意思表示として宣言されたものと認識しております。

大規模な太陽光発電設備の設置に当たりましては、直接的に立地を規制することのできる法令等はありませんが、都市、農地、森林環境保全、災害防止、文化財等に関する各法令等に基づく様々な規制等や出力10キロワット以上の事業用太陽光発電施設が対象となる国の太陽光発電の環境配慮ガイドライン、また出力50キロワット以上の事業用太陽光発電設備が対象となる、茨城県の太陽光発電設備の適正な設置管理に関するガイドラインなどにより適正に設置がされるものと考えており、さらに本市においては、笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例に基づき、事業者に対して適正な設備の設置が図られるよう指導や助言を行うこととしておりますことから、改めて宣言を行うことは考えてございません。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。現状では、笠間市のほうではそういった改めて宣言を行う必要性を感じていないと、そういうことだと思います。それは分かりました。

それに対して、こういう宣言をすることで、何か具体的な都合の悪い理由というのは、あったら教えていただきたいのですけれども。思いつく限りでいいのですけれども。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 不都合な点と申しますか、この宣言をする、しないに関しましては、各地方自治体、おのこのいろいろな事情等は、地域ごとによって違うと思います。私どもについては、その時点、時点において、適切な判断の下に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。宣言というのは、一つの手段なので、森林が適正に守られていけばいいのかなとは思いますが。

今、いろいろこういう制度がありますよと御説明いただきましたけれども、もう少し具体的に、森林伐採が景観の悪化を招いているという問題は存在していると思うのです。それに、笠間市の理想像であります、あるいは環境基本計画の内容から、その理想像から離れていっているという事実があるわけです。

それに対して、具体的に失われた森林を元に戻して、笠間市の理想像、水と緑の里笠間とありますけれども、そういったものに戻していく、そういった政策というのは、ほかに何か代替案というのを考えておられるでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 確認させていただきたいと思います。

今、酒井議員の御質問は、大規模な森林伐採、造成等によって失われる森林を代替の環境政策を考えているのかという御質問でございましょうか。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） そういうことです。その問題に対して、それをまた笠間市の豊かな森林がある景観に戻していく、あるいはそっちに近づけていくという具体的な政策があれば、教えていただきたいのです。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） そもそも、各関係法令に基づきまして規制をされている開発事業、太陽光発電設備の設置もそうですが、環境に配慮するということにつきましては、大前提として様々なものに規定されているというふうに考えております。具体的な例を申しますと、開発事業によって失われる森林等に対して、それを保全するというか、残置森林や造成森林なんかも考えられるものと思います。

そういった部分を含めて、私どもとしては、各関係法令、各ガイドライン等に基づき、適切な指導をし、笠間市の豊かな自然を今後も継続して守り続けていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。ありがとうございます。また改めて、その各関係

法令等、伺いたいと思いますので、今度教えてください。ありがとうございます。

それで小項目①は、これで終わりたいと思います。小項目②に移りたいと思います。

小項目②笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の目的と有効性とはということなのですけれども、まずこの条例の目的を確認したいと思います。

第1条に書いてはあるのですけれども、この住環境への配慮と自然環境の保護及び地域関係者との調和とあります。特に、この自然環境の保護と書いてあるのですけれども、そもそも発電事業を規制して、自然環境を守ろうという意図や側面というのはあると考えてよいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 守ることは明確にうたわれております。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。

もう少し詳しくその目的を述べたいと思うのですけれども、私としましては、よりよいもの、有効なものにして、森林を守っていただきたいと、守ったほうがいいのではないですかとそういう意味で、この問いを質問させていただきました。理由としましては、先ほどのノーモアメガソーラー宣言のほうにも福島市の市長が書いてくれているのですけれども、この太陽光パネルの森林への設置というのは、この物流面でもいろいろな意味で問題があります。

あと、それと笠間市の環境政策の内容からも、森林の保護というのは、先ほど環境部長のほうからもお答えいただきましたけれども、守っていききたいと、そういうニーズがあると思うのです。それと繰り返しになりますけれども、アンケート調査でも、市民の方は問題視している、それと地球温暖化問題、笠間市も取り組んでおりますけれども、カーボンニュートラルという視点からも、森林というのは大事なものはずなわけであって、この森林を守ったほうが、より積極的に守っていったほうがいいのではないかということです。

それで、問いの目的はそういうことなのですけれども、全国の太陽光発電設備の規制に関する条例の数なのですが、平成26年1月に大分県の由布市を皮切りに、今では265に及ぶようです。笠間市は平成28年1月に条例を設置していますので、全国で8番目、茨城県では初ということになります。そういった比較的早い時期に条例を制定しているのですが、平成26年の制定以来、7年以上たっております。

その7年間の間の有効性を伺いたいのですけれども、この申請件数と許可件数を教えてくださいたいと思います。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 条例が施行された平成28年度からの現在までの許可件数ということでございますが、平成28年度から令和4年度までの間に、協議書が提出された件数は14件でございます。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 申請件数が14件で、許可件数も14件と考えていいでしょうか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 協議書が提出されたのが14件でございまして、必要な手続を得て、協議が完了した件数が同数の14件となっております。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 協議はされているということですが、先ほど明確にこの太陽光発電事業を規制したいと、そういう意図がある条例であるにもかかわらず、14件中14件、結果的に申請が通っていると、そういうことになると思います。はっきり言ってしまうと、あまり有効性がないのではないですかということになりますよね。それは明確に規制をかけていきたいとおっしゃっていただいたので、これがこういう実績では、やはり改正の余地があるのではないかと思います。有効性のない条例というのは、ある意味ないほうがいいのですよ。住民の反対があっても、こうやって申請処理をステップを踏んで、手順を踏んで事業を行っていますよと、事業者に対して、そういった正当性を与えてしまって、そういう側面もあるのですよね。

その意味でも改正を望みたいのですが、それで今年になって条例が改正されて、対象事業の規模面積を1万平米から3,000平米に変更しましたということで、これは対象者を増やすということにはその点では賛成で、いいことだと思うのですが、でもこの本質は変わっていないので、申請件数が増えるだけで、つまり認可件数が増えるだけという結果になると思うのです。つまり有効性のない条例だということは、際立つ可能性があると思います。その点でも、改正が必要なのではないかなと思います。その意味でも、事業者の規制ではなくて、正当性につながってしまうとか、そういう危惧があるので、そういった認識を持っていただきたいと思います。

ほかの自治体では、御存じだと思うのですが、いろいろ工夫して規制を強化している自治体も多いのですが、笠間市と比べますと、例えば山梨県と見比べると、まず文字数がすごい多いのですよ。山梨県の県条例というのはすごい定評があるのですが、まず文字数が多いと。規制区域を設けていたり、住民説明会の記録提出を義務づけていたり、あるいは複数の図面とか、維持管理計画書の公表など、複数の書類提出を義務づけている、あるいは対象範囲も10キロワット以上と比較的狭い範囲で対象範囲を、対象を広げているということです。

あるいは、いろいろ興味深い自治体条例というのは多数あるのですが、例えば長野県原村というところは、令和元年度に交付後、設置件数は1件というもので、令和4年にさらに改正されたものです。これも中身を見ても、抑制区域や市民説明会の義務づけ、あるいはほかの環境保全条例の存在など、そういったものが森を守ることに繋がっているのかなという文言がうかがえます。

あともう一つ、大阪府箕面市というところの条例も非常に興味深いのですけれども、まず第1条の目的がすごい具体的なのです、読み上げたいぐらい。自然環境を守るぞと、そういう意思が伝わってくるものなのですが、やっぱり同様に禁止区域を設けている、あるいは調停書や数々の図面提出を義務づけていたりとか、ハードルを設けているのです。

そういった禁止区域、禁止前提の抑制区域、住民の同意、ほかの環境保護条例の存在、あるいは多数の書類提出などを義務づけることによって有効性を付与していると思うのですが、笠間市もほかの自治体を見習うというか、いいところを取り入れて、こういった文言等を条例に盛り込むということに対して、できない理由とか、何か不都合があったら伺いたいのですけれども。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） まず、前提といたしまして、本条例は、太陽光発電施設の設置自体を規制するものではなく、その設置に際して、事業地を含めた周辺地域や周辺環境などへの影響を及ぼさないよう、事業者に対して一定の手続を求めることを趣旨としております。

市としましては、この条例に基づき、市への事前協議を行うことで、地域への事前周知や地元の意見を伺う機会の確保、事業計画に伴う災害等の未然防止措置などを確認することができ、適切な運用が図れるものと考えてございます。

したがいまして、笠間市においては、現在のところ、そういった条例を改正することは考えてございません。

以上です。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） もう一度話を整理しますけれども、まずこの条例の目的は、先ほど最初に伺ったとおり、抑制を目的としているのですかと、そういう意図は側面あるのですかと言ったら、明確にありますとおっしゃいました。それに対して、条例の設置以降、14件中14件とあって、実際守れていませんという事実をお答えいただきました。

つまり、私はそれを有効性がないでしょうと言っているにもかかわらず、そういったもうこれで十分ですというお答えがちょっと私は解せないのですけれども、もう一度伺いますけれども、こういったほかの自治体にできることをなぜ笠間市ができないのかというのがちょっと分からないのですけれども、あるいはやらないというか、分からないのですが、その辺、もう少し詳しく。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 私のほうから説明をさせてもらいたいと思います。

まず、酒井議員も御承知だと思うのですが、条例は、我々執行部が提案して、議会の承認を得て、条例がつくられています。ですから、有効性がないとか何々がないというのは、ちょっと考え方としては、それは酒井議員の考え方であろうかと思いますが、通常は議会

の承認をしっかりと得て、条例を制定しているということでもあります。

この条例を制定しまして、条例案を見ていただいたと思うのですが、かなり効果的に、今までいろいろな課題があったのを、条例によって住民との話し合いだとか、抑制区域だとか、事業者の責務、その後の太陽光事業の終わった後の対応とか、いろいろなことが明記されておりますので、我々としては効果があったというふうに思います。

その後、全国的に太陽光の設置について危惧する点が出てきて、いろいろな自治体の条例がつくられてきたのはそのとおりであります。その条例をつくった自治体も、やっぱり規模とか、いろいろな地域的な環境の違いだとかいろいろありますので、全てが我々笠間市に当てはまるわけでもありませんし、もちろんいいところもあるかと思えます。そういうことは、我々も参考として勉強はしていきたいなと思っています。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。今後、勉強をしていきたいというお答えだったのですけれども、よりよいものに変えていくということは悪いことではないと思いますので、その辺もまたお話しする機会があれば、担当課と市長にも今度お話しする機会があると思うのですけれども、よりよいもの、笠間のこの環境保全に対していいものに変えていくということで検討していただけたらと思います。

検討するということを駄目というお答えではないと思うのですけれども、その辺もちょっと確認させていただきます。つまり、検討しませんよという、そういうことではないと思います。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 環境問題に限らず、全ての施策において、検討は常にしています。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。ありがとうございます。前向きに考えていただくとありがたいです。ありがとうございます。

それでは小項目②は、これで終わりにしたいと思います。

小項目③に移ります。飯田地区の土地を太陽光発電事業に貸す目的は何ですかと、そういう問いなのですけれども、問いの意図としては、個人的には、あまりこういう森を太陽光発電事業に貸して、森を消失してしまうと、そういう行為はよくないと思いますので、個人的にはですけれども、控えてほしいと思っています。今回というか、この件に関して、もう今からやめるとかそういう話ではなくて、今後同じ話が出た場合、慎重に検討していただきたいと思うのがこの問いの意図で、論点を俎上に上げておきたいなと思えます。

今、これが何の話かちょっと分からない方、市民の方もいらっしゃると思うので、簡単に説明しておきますと、笠間市内の飯田地域、山林約26万7,000平米を、大規模発電事業の事業者が貸している、そういう事実があります。つつじ公園の展望台から見えるのです

が、地代を年間1,739万円受け取るということで、2050年3月まで貸していると、そういう事業の案件です。

それで、まず最初に伺いたいのですけれども、太陽光発電事業、笠間市の所有する森林を貸した目的というのを伺いたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 2番酒井議員の御質問にお答えいたします。

飯田地区の土地を太陽光発電事業に貸す目的はという質問でございますが、飯田地区市有地の貸付けにつきましては、笠間市未利用財産利活用基本方針によりまして、将来的に利用予定のない財産、もしくは利用計画がある場合でも長期にわたり計画を実施する予定のない場合、また財産の状況から将来的に保有していく必要がないと判断される場合は、売却や貸付けによる利活用の推進を積極的に進めるという方針の下、現在の利用の状況、再生可能エネルギーの有効性及び利用促進に鑑みまして、計画が適正であること、また地元との合意形成がなされるというような条件の下、土地の貸付けをしたところでございます。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 少々難しい言い回しになっているのですが、前にもこの話は担当課で聞いておるのですけれども、簡単に言うと、未使用地の有効利用とそれによる地代収入があるからということでよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 地代収入のこともございますが、再生可能エネルギーの有効性でありますとか、そういったものの利用促進という側面もございます。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） なるほど。その話を聞いたのですけれども、前、課長のほうに伺ったときは、そういった再生可能エネルギーの促進とかいうことよりも、未使用地の有効利用や地代収入ということだったのですが、今、部長のお答えからすると、そういった再生可能エネルギーの促進という、そういう側面もあると伺いました。分かりました。そういう、脱炭素事業に寄与するからと、そういう意図だと思います。

ただ、私はこれを聞く目的というのが、この環境政策と競合するのではないかなと思っ
ているからなのです。更地を貸すというのなら、分かるのです。ただ、これ森林を貸すと
なると、未使用地とはいいますが森林があるということは、森林の機能をしているわけ
なのです。これも何回も言うことなのですけれども、森林というのは、地球温暖化問題の
防止に役立つはずなのです。地球温暖化問題が本来あるとしたら、問題に役立つはずとい
うのは、否定しないと思うのですよ。

つまり、カーボンニュートラルの視点からも保全すべきではないかなと私は思ったので
すが、それを事前に課長のほうに伺ったときは、私どもは笠間市のこの環境政策とか、脱

炭素事業とかも競合しないと、そういうお答えだったのですけれども、競合しないという理由を説明していただきたいのですけれども。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 環境政策と競合しないということでございますが、ゼロカーボン宣言のCO₂排出をゼロにする取組と、またこの山林の土地の貸付けにつきましては、CO₂削減効果が見込める太陽光発電を目的としておりますので、競合するものではないというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 見込めるといえるのはどういう理由があるのかというのを、伺えたら伺いたいのですけれども。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） CO₂によるCO₂の吸収量、また太陽光発電によるCO₂の低減量につきましては、林野庁及び環境庁が出しております計算方法などによりますと、太陽光発電によるCO₂削減量が、森林によるCO₂の削減よりも大きな効果があるとされているところから、そのように判断をしております。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。後でまた私も勉強したいので、その根拠資料とかも見せていただきたいと思うのですけれども、この話は環境政策課と何回も話しているのですけれども、前回、環境部長も市長も、地球温暖化問題は喫緊の課題であって、僅かではあっても、私は微々たる効果しかないよといっても、でも僅かであっても地球規模でCO₂削減に取り組むことが、温暖化防止に資すると。そういうお答えをいただいたのです。つまり、僅かなCO₂削減効果も取り組みたいということであると、やっぱり森林はあったほうがCO₂を吸収してくれるので、効果があると、そこは否定しないと思うのです。

それに対して、パネルにした場合、より再エネ導入ということで削減効果につながるということなのですけれども、前、環境政策課のほうでも、今後は技術革新によって壁面に設置したりとか、発電効率の効率化を期待していると、そういうお答えをいただいておりますけれども、もし貸すのであれば、つまり森林ではなくて、壁面に貸すのが一番合理的だと思うのですけれども、その辺どうお考えですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 市有財産の有効活用、財源の確保の重要性とそのような個別の案件につきましては、今後もそのような事実を総合的に判断して、推進していくべきものと考えております。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。また改めてちょっと伺いたいのですけれども。

これも言うておかないと、私は何か変なことを言っている人みたいにまた思われてしま

うので、ちょっと細かいことまで言うておきますと、これ環境政策課では言うているのですが、国の進める環境省などのCO₂削減効果というもの、再エネ導入におけるCO₂削減効果というものは、発電時のことしか考えていないのです。つまり、パネルの製造時や設置や配置とかいった、そういったものを無視しているのです。この案件の場合、事業者が事業終わってから覆土したりとか、あるいは植林したりとかそういうことにも、やはりガソリンを使うと思うのです。そういったことを考慮されていない。それが本当に削減効果につながるのかというのは、私はさんざん申しますけれども、非常に疑わしいというもののなのです。

それに対して、環境政策課のほうは、エネルギーペイバックの話があつて、私が言うより、製造時のCO₂回収周期が短いですよと言われたのですけれども、これは実用化前のリサイクル技術の導入が前提であつたりとか、あとそもそもリサイクルされていない、実情に即していないものが前提になつたり、あるいはパネルの製造施設を無視、製造施設の存在を無視していたりとか、あと輸送距離も東京から大阪間に設定していたり、本当は中国から持ってくるのですけれども、その辺も何か実情に即していないのですよと、前提が間違っているものですよと教えてあげたのですよ。それに対して、何か間違っていたら教えてくださいと言っているのですが、今のところ反応がないわけなのです。それで、今度、資産経営課のほうにも一応、改めてこの話難しいみたいなので、何か変なこと言っているみたいに思われるのですけれども、改めて詳しく説明したいと思いますので、そのとき間違っていたら教えていただきたいと思ひます。

一応、そちらの資料を見て、どうなのかなと、お互い突き合わせて判断したいと思うのですが、私が言いたいのは、仮にそのCO₂削減に、たまたまこれ太陽光発電事業の業者に貸しているのです、そういう話になるので、有効性があると判断されたという話になると思うのですけれども、仮にほかの事業の事業者にも貸していた可能性はあると思うのですが、その場合はCO₂削減効果にはならないと思うのです。仮に、総務部長がおっしゃるように、CO₂の収支だけで判断した場合、効果ありますよ、環境保全に競合しませんよと、そういう結論になつたとしても、CO₂の収支だけで判断するのはどうなのかと私は思うのです。森をソーラーパネルに変えることでCO₂削減に寄与するということであっても、森から生まれるのは、景観とか、生物多様性あるいは保水性、清浄な空気や水といったものがありますけれども、そういったものはお金では買えないと思うのですよ。つまり、回収できているのですかという話なのです。

その点を私が言いたいのであつて、その意味で環境政策との競合するのですかと、ではないのですかと伺いたいのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 行政を運営し、住民サービスを継続していくためには、財源の確保が必要であるという前提の中で、森林を活用しての太陽光発電におきましては、環

境にも配慮しながら、市有財産を有効活用していくことが大切であるというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 恐らく、何かこういう言い方失礼なのですけれども、こういった議論は、前にお話を伺っているのですけれども、恐らくなされていないと思うのです、恐らく。なので、今後はそういったことも、同じような話があったら、ぜひしていただきたいなと思います。

あとそれと、たまたまその事業者が発電事業なのですけれども、CO₂の収支がありますよということなのですけれども、発電した電力は市外に流れてしまうのです、大部分はですね。一部は、笠間市にしますけれども。つまり、それが即笠間市の消費エネルギー分のCO₂削減効果にはつながらないと思うのです。多分そこは、否定はしないと思うのですよ。

そういったことも今後は議論の対象にして、それで慎重に合議して判断してほしいなと思うのですけれども、そうしていただけますでしょうかということなのですけれども、どうでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 当時貸付けを検討している際にも、国の再生エネルギーの導入でありますとか、市有財産の有効活用でありますとか、環境面への配慮でありますとかそういったことを議論して、決定をしております。

今後につきましても、この市有財産の有効活用、また環境への影響なども含めまして、総合的に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。あとでまたそれも含めて、どんな議論がなされたのかという点、ちょっとお話を伺わせてください。

この項目の最後に、もう一つ聞きたいのですけれども、これを貸さないといけない理由、あるいは貸さないと何かまずかった理由、具体的な不具合というのは、貸さない場合の不具合というのは何かあるのでしょうか。つまり、貸さないで済むという話だったのではないですかということを伺いたいののですけれども。

貸さなかったり、貸さないといけなかった理由というのがあれば、伺いたいののですけれども。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） やらなかった場合の理由をとというのは非常に証明するのが難しい部分ではあるのですが、繰り返しになって大変恐縮でございますが、市有財産の有効活用、または再生エネルギーの導入促進という、そのような観点から、貸出しを決めております。繰り返しになって申し訳ございません。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。後で聞かせてください。

大項目1の小項目①から③の総括なのですけれども、市長に伺いたいのですけれども、こういった環境保全……。

○議長（大関久義君） 3番の件ですか。

○2番（酒井正輝君） 大項目1です。3番……。

○議長（大関久義君） いやいや、遑って質問できないので。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。では、それに従った質問をします。

○議長（大関久義君） お願いします。

○2番（酒井正輝君） 簡単に申しますと、もっと森林をより大切にしていきたいということなのです。それ自体は、悪いことではないと思うのです。それに対して、こういった発電事業に貸してしまったりとか、その辺の森林を守ろうという笠間市の環境政策に準じた政策とはちょっと違う方向にウエートがかかっていると思うのですけれども、より森林を守るという笠間の環境の理想像、地球温暖化は、全生命に対して影響のある、そういった大事な問題なんだと。

そういったことで、それが森林を守ることが、笠間の地域のあらゆる生命の命を守ることになるのかなと思うのですけれども、そういったことをもっと大事にしてほしいと思うのですけれども、こういったことを大事な森をこういった太陽光事業に貸すとか、そういったことを判断をする、その理由というのは、市長のほうから伺いたいのですけれども。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 森林の重要性というのは、私も環境問題、水質の保全等々、大変重要だと思っています。

ただ、CO₂の問題に関していえば、やっぱり森林がCO₂を吸収して排出するには、間伐とか適正な森林の管理というのが必要でありまして、その管理をしっかりやっていくということが大事だと思います。ただ、財源の問題や、今は国の森林環境税というのがございまして、それに基づいて、森林の適正な管理というのを市もスタートをしたところでございます。

太陽光にかかわらず、やっぱり森林の重要性は、ある一方で産業活動というのもございますので、太陽光に限らず、例えば企業が森林を伐採して工場を立地するということは当然ありますので、そういうものはしっかり我々の条例なりガイドラインなり、いろいろな法律に基づいて適正に対応していくことが必要だと思っています。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。現状、適正に行っているというお答えで解釈していいと思うのですけれども、それでよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

それでは小項目③は終わりにして、次に移りたいと思います。

大項目2、物件費の分析についてということなのですが、これは個人的に少しおやっと思興味を持ったのでちょっと伺っておきたいなと思っただけで、そんなかしこまった話ではないので、よろしくお願いします。

小項目①、令和3年度の財政分析資料集を見ていて思うところがあったのですが、経常経費分析表の経常収支比率の分析欄、そこにおけるこの物件費の分析欄に興味を持ったのですが、前半部分、これは令和3年度のこのポイント減は財源が増えたからであって、支出が減ったわけではないよと、そういう意味だと思っただけです。そうですね。と思うのです。

伺いたいというか、興味深いのは、この後半部分です。今後は、この委託料の増や施設の老朽化に伴う管理運営費の増など、物件費の増加が予想されるが、長期的な視点から必要性等を検証し、抑制に努めるとあります。

これなのですが、これは単純に、限られた財源を無駄に使ってしまうと、必要な市民サービスが低下しますよと、ごく当たり前の考えでもって、その考えでもって、日々仕事に当たっていただいていると、そうやって解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 貴重な財源を事業に充てるということで、無駄な支出ということではなく、適正な支出をしてまいりたいというようなことでございます。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。

同様に、同じページの人件費、扶助費、公債費などの欄でも、削減に努める、あるいは抑制に努めると、そういった文言がどこでも見られるのですが、あとそれと今後も全体的な経常的経費の抑制に努める、そう書いてあるのですが、この経常的経費に限らず、臨時的なものにもこれは当てはまるのではないかなと思うのですが、財政課としては、全てにおいてそういうお考えなのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 臨時的経費も同じように考えるのかというような御質問でございますが、臨時的経費は、一時的の行政需要に対応して支出される経費でございます。道路事業でありますとか、学校建設でありますとか、そのような建設事業でありますとか、そういったものが、臨時的経費の大きな部分を占めるものでございまして、そういったものも必要な事業に対しては、臨時的経費という部分で、臨時的経費だから縮めるとか、経常的経費であるから縮めるということではなく、必要な事業に対して予算を配分してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思うのですが、

も、この物件費のところをあえて取り上げたのは、この長期的な知見という文言が入っていたからなのです。長期的な視点から必要性等を検証し、抑制に努めると、必要性とお答えでしたけれども、この必要性というのは、何をもって必要性とするのかなど。そこは、人それぞれに少し考え方が違うのかなという部分もあるのですが、この長期的な視点から、必要性等を検証し、抑制に努めると。必要なものにだけ使いましょうということだと思っておりますけれども、この点は、私も至極同意するのです。本当に至極同意するのです。私もこういう考えで行っているのですけれども、財政課と考え方は同じ部分があってよかったです、そういうことなのですからけれどもね。今後も長期的な視点から必要性等を検証し、抑制に努めると、こういう至極真つ当なお考えでやっていただけるといいと思います。ということをおっしゃっていただけたらいいかなと思います。そういうわけで、今後ともよろしくお願いいたします。

ちょっと早いのですけれども、これで私の一般質問というのは終わりたいと思うので、ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 2番酒井正輝君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

13番村上寿之君の発言を許可いたします。

村上寿之君。

〔13番 村上寿之君登壇〕

○13番（村上寿之君） 13番市政会の村上寿之です。通告に従いまして、一問一答で質問します。

それでは、大項目1、鳥インフルエンザについて、質問します。

笠間市と市に隣接する地域には、数か所の養鶏場があると聞く。金曜日の安見議員の質問の中でもありましたが、再度、笠間市と周辺養鶏場が現在、何か所あり、何万羽の鶏を飼育しているのか、伺います。

小項目①本市養鶏場と周辺養鶏場についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 13番村上議員の質問にお答えいたします。

本市養鶏場と周辺養鶏場についてでございますが、まず初めに、鳥インフルエンザの防疫対策について御説明いたします。

国においては、家畜伝染病予防法などに基つき、特定家畜伝染病防疫指針を定め、防疫措置が行われることとなっております。鳥インフルエンザ防疫対策に関する国、県、市、

それぞれの役割は、国が検査結果を基に判定、公表し、消毒などの防疫に係る経費を負担するものでございます。県は、防疫センターや消毒ポイントの運営、殺処分及び農場の消毒と最後の清浄化の確認などを主体的に防疫措置を実施することになります。市の役割についてでございますが、県が行う防疫措置のサポートが主でございます。そのほか防疫センターや消毒ポイントの設置場所の公表及び選定、作業車両の消毒、必要物品の調達、広報等での周知を行っているというのが、鳥インフルエンザに対する役割分担となっております。

今回の鳥インフルエンザの経緯につきましては、先月26日に国内で今期2例目、県内では今期初めてとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が、本市において確認されました。同日に防疫支援センターが開設され、県が主体となり、近隣自治体や関係団体の協力を得ながら、24時間3交代体制で防疫措置を実施し、29日に殺処分が完了し、30日に防疫措置が完了いたしました。また、市内外を含め5か所設置した消毒ポイントにつきましては、引き続き運営されておりますが、清浄性検査などで陰性が確認されましたら移動制限が解除され、運営終了となる見込みでございます。

さて、御質問の本市の養鶏場につきましては、令和5年11月現在、採卵と肉用の養鶏場が市内に5か所ほどございます。約23万羽の鶏が飼養されております。

先日の鳥インフルエンザ発生農場の搬出制限区域となる10キロ圏内には、市内5か所、市外17か所の農場がございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、小項目①をこれで終わりにします。

次に、小項目②に入ります。笠間市では昨年に続き、本年も鳥インフルエンザが発生しました。農家や関係者は、昨年の教訓を踏まえ、発生予防や感染予防に様々な取組をしていると思う。そうした中で、笠間市は、鳥インフルエンザ発生に備え、農家にどのような指導や教育をしてきたのか、お聞きしたい。質問します。

小項目②発生予防策についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 鳥インフルエンザの発生予防についての御質問でございますが、先ほども答弁したとおり、発生の予防につきましてはの指導は、茨城県が主体となって行っているところでございます。当然、市としても、県からの要請により当該養鶏場へのサポート等は実施することになっておりますが、主体的には茨城県の行政指導の下、養鶏場が対策を行っているということになります。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、鳥インフルエンザの発生理由をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 発生理由でございますが、発生原因につきましては、国

及び県において調査を進めているところでございますので、現在、市では把握はしていないという状況でございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 調べようとはしないのですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 非常に高度な専門的な知識を要することから、国が鳥インフルエンザの判定を行うということになっておりますので、市といたしまして独自に調査を行うということは、現在考えておりません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

それでは、予防策や対応策に必要な予算は確保されていますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 鳥インフルエンザに対応する予算案についてでございますが、予防に対する予算につきましては、当然、当該養鶏場を運営する経営者が用意しているものと考えております。

また、防疫措置に関しましては、茨城県を中心に行うこととなっており、茨城県は防疫対策マニュアルに基づき、予算措置を含め、対応してございます。市においては、茨城県と連携しサポートを行っているということなので、市独自で予算を措置をしているところではございません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 昨年も鳥インフルエンザが発生しまして大きな問題になったと思うのですが、昨年に引き続き、今年も発生しました。なぜ、予算確保、そういうものを予定に入れないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市の予算措置をなぜ行わないのかというところでございますが、最初の答弁で申し上げましたように、国及び県が主体的に行う事業となっておりまして、その対策に必要な予算につきましては、国と県が2分の1ずつ支出するものとなっておりますので、市の予算負担分がないというところでございますので、市では予算措置をしていないというところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 何かかなり冷たいですね、それ。もう少し真剣に農家を考えていただくことはできないのですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 繰り返しの答弁になりますが、予算措置に関しては、国、県が用意するものとなっておりますので、市が特に予算を用意するものではないというこ

とではございますが、農家へのサポート等は、市としても国、県の指示、指導に基づき、積極的にしているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、家禽舎に防護ネットなどの野鳥の侵入を防ぐための対策はされていないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 防護柵等の侵入対策等の質問でございますが、今回発生の農場につきましては、ウインドウレス鶏舎となっているため、窓がない鶏舎ですね、野鳥の侵入がしにくい鶏舎となっております。また、鶏舎の消毒や農場周りへの消石灰の散布、農場への出入りする車両などの消毒を、事業者自ら日頃より防疫対策を積極的に行っているというふうに聞いております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

鳥インフルエンザ発生に備え、笠間市の取組で、ほかの自治体や国との連携はどのように取っていますか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 鳥インフルエンザの防疫措置につきましては、茨城県が主体となっていくこととなっております。本市においては、笠間市特定家畜伝染病防疫マニュアルにより、茨城県への協力を行うもので対応していくこととなります。

また、関係団体や他自治体との協力体制に関しましても、茨城県が行うものを積極的にサポートしていくということになっております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、発生予防に備え、異なる機関や農家関係者と日常的に連携は取り合っていますか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 発生予防に関しても、茨城県が主体となり、日頃から農家への指導や管理の徹底、農場への立入検査などを行っておりますので、市において、直接的な連携を取ることは今のところないところでございますが、農場や県からのサポートの協力依頼がありましたら、積極的に参加しているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 結局、国や県からの指導がなければ市は動かないというようなお話でしょうけれども、私はそういうことがナンセンスだと思うのです。笠間市の、あくまでも市民ですよ。笠間市の市民に、何で県や国から指導がなければ、こういう部分に入っていないのかということをお伺いしたいところですが、部長がそういう考えですので、それはそれでいいですよ。積極的に私は情報交換をしていただきたいと思います。

すよ、いろいろな機関と。それで来年もまたこんなことが、これは本当に渡り鳥やいろいろなことが原因になると思う。渡り鳥やそういういろいろな部分が、鳥インフルエンザの発生の原因の一つになるのかと思うので、なかなか難しいところもありますけれども、やっぱり情報交換が積極的にされないということは今後、先、非常に見通しが暗いと私は思うので、情報交換は積極的に行ってください。特に、農家や保健所、そういう部分、国や県も当然大事ですけれども、農家や保健所とは積極的にまめに連絡を取り合うようお願いいたします。

次に、適切な対応が行われるための緊急対策計画やプロトコル、手順ですね、手順の整備はされていますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 緊急対策契約計画やプロトコルの整備についての質問かと思いますが、茨城県等が主体となり防疫措置を行うこととなっており、茨城県の高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策マニュアルや笠間市で策定している笠間市特定家畜伝染病防疫マニュアルに基づき防疫措置を実施することとなっておりますので、プロトコルについては整備されているものと考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。お願いなのですが、国や県が結局主になってやっているからといっても、先ほども言ったように、笠間市民なのですよね、今回鳥インフルエンザが発生したのは。なので、来年度の予算の要求にも、鳥インフルエンザの予防に対して少しは考えていただいてもいいのかなというふうには、私は個人的に提案したいと思います。あとは、市の執行部が決める話ですので、私はそのように市民を大事にさせていただきたいということを強く訴えて、小項目②を終わりにしたいと思います。

続きまして、鳥インフルエンザの感染が疑われる場合、市は、市民や関係者に速やかに情報提供をする体制を整えなくてはなりません。また、感染拡大を抑えるためにも、様々な施策が必要です。市は、鳥インフルエンザ感染時に、どのような対応策を取ったのでしょうか。質問します。

小項目③感染時の対応策についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 対応策についてでございますが、その前に、市が冷たいかというところでございますが、我々といたしましては、家畜伝染病予防法に基づく処理を迅速に行うのが、最大限の役目だと考えております。市が発生農家に対して冷たいとか、そういうところでは全く考えておりませんので、事案が発生した場合には積極的に対応していくというところでございます。

感染時の対応策についてでございますが、高病原性鳥インフルエンザは、伝播力の強さ及び高い致死性から、蔓延すれば消費者への安定供給を脅かし、養鶏産業に及ぼす影響が

大きいため、発生した場合は迅速かつ適切な初動防疫が重要となり、蔓延防止及び早期収束を図る必要がございます。ウイルスを早期に封じ込めるために、迅速に殺処分とその死体の処理及び発生農場の消毒を行う必要がございます。

本市においては、茨城県で作成しているマニュアルや市のマニュアルにより、茨城県を中心とし、近隣自治体や関係団体との協力体制を基に、迅速な防疫措置を行うことが重要と考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、処分した7万羽の鶏はどのようにしましたか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 処分した鶏の処理についてでございますが、発生農場外へのウイルスの拡散防止や防疫措置を迅速に完了させるため、今回の発生農場においては、発生農場の敷地内に全て埋却したというところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 作業に当たった皆様に、感染のリスクはありますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 作業に当たった作業員の感染リスクについてでございますが、発生農場とは別に、笠間市民体育館に地域防疫支援センターを設置し、作業員はそこへ参集し、健康チェックを受け、防護服などを身につけた上で、バスで移動し、発生農場に到着した後、さらに防護服を二重に着用、肌が露出しないように、帽子やゴーグルなどを装備した上で、発生農場の防疫管理区域に入ることとなっております。

また、作業防疫管理区域を出る際には防護服などの装備を脱ぎ、地域防疫支援センターへ戻り、手洗い、うがいなどをしながら、再び健康チェックを受けることとなっており、万全の感染対策を講じていると考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 一応、なぜ7万羽の鶏が殺処分されたのか、その部分もちょっとお伺いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 高病原性鳥インフルエンザに罹患したため、家畜伝染予防法に基づき処分をされたというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 感染した鶏が人間にうつすから殺処分することはないのですか、そのようなこともお伺いしたいです。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 高病原性鳥インフルエンザは、ほとんど人間に感染することはないというふうに言われております。ただまれに、日本国内では発生していないの

ですが、外国で例があったものによると、鳥インフルエンザに感染した鶏と濃厚接触をした場合に、ごくごくまれに感染するおそれがあるというふうに聞いております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 先ほど言ったように、防護服を着て、きちんと体制を整えて殺処分をすれば、感染するリスクはないというお考えでよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） ここで完全がないということは、答弁なかなかしづらいところでございますが、非常に感染の、肌を露出しないで措置を行うというところで、ほとんど感染のリスクはないというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 感染拡大があってはならないが、感染拡大した場合の施策は考えていますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今回の発生農場に関しては、前回、昨年発生したこともあり、最大限に対策に取り組んでおったと聞いております。発生してしまったこともあり、防ぎようがないと、市では感じているところでございます。

近年、国内で急激に増加していることもございますので、国において、原因究明、対策強化を講じることが求められているのではないかと感じているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。本当に今、部長が言うように、なかなか感染の対策が難しいなと私も感じております。本当に見えないところから、ウイルス、目に見えないので、そのような部分をどうしろと言ったって、なかなか難しいと思う。その代わり、最低限の予防なんていうのは、本当に必要なもので、その辺をしっかりとチェックしながらやっていただければいいなというふうに思っています。

感染地区に住む住民へのサポートで、何かしていることはありますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市では県のサポートを行っておりまして、発生農場の防疫措置は24時間体制で行われていることから、隣接の住宅や行政区等にチラシを配布して、現地ではこういうことが起きていますよということの周知を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 地域住民への丁寧な説明などというのは、やはり当然必要なことであります。その辺も、地域住民は望んでいるのかなというふうに思っていますので、地域住民にも積極的に声をかけてあげて、地域住民に安全な生活を送れるようお願いしていければいいなというふうに思っています。

私はこの作業は著しく危険な作業と思いますけれども、改めて聞きますが、市はこの作業をどのように感じておりますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） この作業につきましては、非常に精神的にも肉体的にもきつい作業だと考えております。

しかしながら、たまたま今回も本市で発生しましたというのが現実でございまして、全国的な対策が必要であるのではないかとこのところを私、感じているところでございしますが、現時点におきましては、家畜伝染病予防法に基づく適切な防疫措置、より早い措置が、一番重要なのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 以上で小項目③を終わりにしまして、続いて小項目④に入ります。

市は、市内農家や家禽関係の施設において、家禽とは家畜のうち、鳥類に属するものです。適切な衛生基準と規則が実施されているのか、確認をすることが必要です。市が行っている公衆衛生対策はどのようなことをしているのでしょうか、質問します。

小項目④公衆衛生対策についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 公衆衛生対策についてでございますが、先ほど答弁いたしました、国の公表している情報によりますと、通常人へ感染することはございません。感染した鳥に濃厚接触した場合は極めてまれに人に感染することがありますが、これまで国内での感染の事例はございません。

このようなことから、防疫措置従事者に関する事項といたしまして、発生農場に入場する際は防護服、長靴を着用し、私物は持ち込まないこととしております。防疫措置作業後の退場時には身体、衣類、靴、眼鏡を消毒した後で、入場時に着用した防疫服を脱ぎ、手洗い、洗顔、うがい等を行い、場内で着用した防疫服は焼却処分といたします。

病原体拡散防止措置といたしましては、発生農場及び周辺農場の周囲1キロの区域に位置する農場における消石灰等の散布、粘着シートの設置、殺鼠剤、小動物の薬ですね、その散布等を必要に応じて迅速かつ効果的に行い、発生農場外への病原体拡散防止措置が実施されていると考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、市は、養鶏農家に農場来場者へ消毒を行うよう呼びかけていますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 農場では、日頃より関係者以外の立入りを禁止、我々も通常は入れるものではございません。関係者以外の立入りを禁止したり、関係車両などの

出入りがある場合には消毒を行うような対応をしているというふうに、日常的に行っているというふうに聞いております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 市は、養鶏農家に、家禽の出荷、移動により、家禽舎またはケージが空になった場合に、清掃及び消毒をするよう呼びかけていますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 養鶏の事業者、鳥インフルエンザの事案が発生したことから、物すごく神経質になって対応を行っているということを聞いております。当然、今、御質問があったように、ケージの清掃や消毒は徹底して行っているところと聞いています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 市は、養鶏農家に、家禽の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家禽を飼育しないよう呼びかけていますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 茨城県では、ウイルスの検査などで定期的に養鶏場への立入りをを行い、飼育状況なども確認しております。問題があれば指導していると聞いておりますし、市も同行を求められたときは積極的に参加しているところと聞いています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 市は、これらの呼びかけに対して、農場や家禽舎における現地視察を行っているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 繰り返しとなりますが、家畜の飼養に対する指導は、県の業務となっております。茨城県では、定期検査などで農場に立入りをしております。その際、必要があれば、笠間市といたしましても、立会いを行っているところと聞いています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） この呼びかけを守らなかった場合の対策というものは、市では考えていますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） それにつきましては、県の家畜衛生保健所の所管する事務となっておりますので、市単独で呼びかけをするということは考えておりません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 先ほども言ったように、国や県が主にこのような仕事をやっているのかもしれませんが、市民のことなので、もう少し市も介入してはどうかというふうには思うのですが、結局このような呼びかけを守らないからこそ、鳥インフルエンザが発生するというような可能性もあるのではないかと、その件は

どのようにお考えになりますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 先ほどの答弁にもありますように、この鳥インフルエンザの流行につきましても、まだ科学的に証明されているものはございません。我々としてしましても、国の研究の成果を待つこととともに、発生した場合の措置というのが一番重要で、なるべく早く収束させることが今、市ができることの全てだと考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私は、全く真逆です。何の行動もしなくて、科学的根拠に基づいたお話をしたって、現場はそういうものではないと思うのですよ。私がそういう現場を見ているわけではないから何とも言えないのですけれども、やはり現場を確認して、初めてそういう鳥のインフルエンザになるとか、鳥の病気のリスクを少なくさせることができるのではないかとと思うのですけれども、その辺を私は訴えたいわけなのです。

国や市の結局指導がこうだから、科学的根拠がこうだからといったって、目で見ていろいろ物を判断することというのはあると思うのですけれども、そのような部分はどうお考えですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、県が農場への立入りをする場合など、市が同行を求められれば市のほうでも一緒に同行しているわけですので、市は全く知らんぷりをしているというわけではなく、我々農政課としてしましても、農場の現状というのは確認しているというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私は知らんぷりしているようにしか思えないですよ、それ、はっきり言って。もっと現場を見るということが、大事ではないですか。何でそんな現場を見ないで、国とか県の指示が優先したようなことのお仕事が主になってくるのか、不思議でしようがないです。

いずれにしろ、時間がなくなってしまうので終わりますけれども、では、家禽の健康監視体制の向上に向けた具体的な取組などはありますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 家禽の健康監視体制の向上に向けた具体的な取組でございますが、家禽の健康監視体制などは、国の方針、特定家畜伝染病防疫指針に沿って、茨城県が主体となっております。各農家への周知や立入りなどを県が行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 公衆衛生対策をしっかりと行い、今後、農場や家禽舎の清潔維持に努めていただくよう農家には指導していただきたいというのですが、国や県からの指

示がなければ動かないということであれば、こういう私の意見などというものは尊重されないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 冒頭の答弁で申し上げましたが、国、県、市、それぞれのこの家畜衛生予防法に基づく役割がございます。市は、このマニュアルに従って、積極的に事業をサポートしていくというところが重要と考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 市民のために一生懸命仕事をしていただければ、それでよろしいのですけれども、以上で小項目④を終わりにしまして、続きまして小項目⑤に入ります。

鳥インフルエンザによる被害から早期に回復するため、市には被害農家に向けた復旧支援を考えてもらいたい。市が被害農家に対して考えている支援はありますか、質問します。

小項目⑤農家への支援についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 農家への支援についての質問でございますが、農林水産省において、発生農家に対する支援策を講じております。患畜処理手数料等交付金として、屠殺家畜に対する手当金や予防的殺処分を実施した場合の補償金、患畜の焼埋却に関する経費の一部補償がございます。また、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料、営農資材の購入等に要する資金を融通することを目的とした家畜疾病経営維持資金融通事業がございます。そのほか、鳥インフルエンザ発生リスク、罹患した場合に備えた鳥インフルエンザに関する民間の保険制度もございまして、今回の農場も加入しておったというふう聞いておるところでございます。

市といたしましては、相談などを通じ、国、県の今、申し上げたような補助事業や融資制度などが有効に活用できるようにサポートし、健全な経営が再開できるよう支援してまいりますと考えているところです。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは今後、被害農家が受ける経済的損失に対して、どのようなことを考えられているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今後の経済的な損失に対してという御質問でございますが、発生農場では防疫完了した後、すぐに鳥を入れられるわけではなく、県で定期的な検査を行い、検査で陰性、清浄性が確保されなければ、再度鶏を飼養することはできないこととなっております。その間の消毒などの防疫作業や飼養できない期間に対する経済的な損失はあるのかなというふう考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

そのような経済的損失に対しての助成や無利息のローンなどというものはあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 先ほど答弁したとおり、国からの一部経費の補償や家畜疾病経営維持資金の融通制度等の様々な事業がございますので、その利用につきまして、市といたしましては、養鶏場のほうにサポートを行っているというところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 一応確認で、農家にそのようなことがあるというお知らせはしているということですね。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 既に発生、防疫措置が完了後、当該事業者と面会をし、そのような制度の説明を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。被害農家の従事者やその家族の健康面のサポートも考えなければなりません。

被害農家の健康面に対して、市はどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 繰り返しの答弁となりますが、鳥インフルエンザの人への感染は、国内では確認されておられません。近年、鳥インフルエンザの発生リスクは、全国どこでも高まっておるような状況でございます。これに対応するためには、まず発生させないための防疫管理をしっかりしていただくことが重要と考えております。

また、発生してしまった場合、飼養衛生管理区域に出入りするとき、消毒、うがい、手洗いなどして自己管理の徹底をお願いすることで、被災農家の健康面に対するサポートをしてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そういう体の健康面はよく分かりました。心の健康面はどうですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） それにつきましても、親身になって、今後の経営や身体面のところも、そこが市の役目だと思うのですけれども、市が事業者と対面してお話をすることで、その部分、心の部分に関してもサポートしてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 大事なところは、そこなのですよ。やはり農家と、今部長が言ったように、対面でそのようにお話しすることが、市民の一番のサポートになると思うの

です。当然、健康面も大事ですけれども、一番大変なのは心だと思うのです。今後どうしようとか、卵、どうなっていくのかなとか、回復するまでにどうなっていくのかなという部分を親身になって農家のために接触していただければいいなというふうに思っています。これは先ほど質問した内容とも似ているのですけれども、ぜひそのように、農家を見捨てるなんていうことは全然していませんので、まめに農家と積極的に接触していただければいいなというふうに思っています。

それでは小項目①で触れたように、笠間市の鶏は、鳥インフルエンザの影響で減っている。こうしたことから、卵の生産も大幅に減り、我々の食卓から卵が食べられなくなること、懸念を抱きます。このようなことにならないように、市は農家の支援も怠らず、早期に農家の経営が回復するようお願いいたします。

それでもう一つ、国や県のお言葉も大事でしょうけれども、ぜひ部長、部長を中心とする農政課のスタッフの皆さんが、もっともっと積極的に鳥インフルエンザを発生させないようなための施策を考えて、県や国の言いなりではなく、市で頑張っこのものを防ぐという姿勢を見せていただければありがたいなというのを感じました。なかなかそういった、国や県の言うことは聞かなくてはいけないのかなという部分もあるかもしれませんが、ぜひ部長をはじめ、みんなでこういう鳥インフルエンザが発生した場合の対応とか、鳥インフルエンザが発生しない予防とかを積極的に議論して、いい笠間市をつくっていただければいいなというふうに思っています。

以上で小項目⑤を終わりにして、次に、小項目⑥に入ります。

質問に入る前に、養鶏場や関係箇所で作業に従事した職員の皆様、大変御苦労さまでした。皆様のお力添えに、感謝を申し上げます。

11月28日の議会冒頭の市長挨拶でも触れたように、笠間市では昨年につき、鳥インフルエンザが発生しました。その処分に、市の職員約100人体制で作業の手伝いを行ったと聞く。そこで、市の職員が養鶏場や関係箇所でのどのようなことをしてきたのか、具体的にお聞きしたい。質問します。

小項目⑥職員の対応についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 13番村上議員の質問にお答えさせていただきます。

職員の対応についてでございますが、鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病が発生した場合、家畜伝染病予防法、国が定める特定家畜伝染病防疫指針、県が策定した高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策マニュアルに基づき対策が行われ、市では笠間市特定家畜伝染病対策本部を設置し、県設置の対策本部及び現地対策班と連携し、防疫措置を講じることとなります。

先般の事案では、11月26日に簡易検査で陽性となったことから、同日、市の対策本部を設置しまして、11月27日8時30分に対策と対応について対策本部で協議し、県の要請に従

い、1日当たり8時間従事の3交代制で、防疫作業に11月27日午後4時から職員を派遣しております。

作業の内容といたしましては、防疫作業、従事者の受付や物品の搬入作業を行う笠間市立体育館における業務と現場での鳥捕獲や作業従事者の消毒など、養鶏場における業務など防疫作業終了まで、農政課職員を含め延べ124名で対応したところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

それでは、作業に従事する職員は、どのような人材をどのように呼びかけたか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 作業に従事する職員は、どのような人材をどのように呼びかけたかという御質問でございますが、さきに答弁しましたように、本市では4日間で、農政課を含め124名の職員を派遣しております。

従事する職員の人選につきましては、鳥インフルエンザの防疫作業の従事経験のない若手職員を優先し、人選しております。未経験の若手職員を優先した理由といたしましては、市役所の業務執行に当たっては何事も経験が大事であり、特に災害時や緊急時においては現場に応じた臨機応変な対応が求められることから、未経験の若手職員を優先したものでございます。

今回の事案は、昨年引き続き2年連続の鳥インフルエンザの防疫作業となりましたが、本市において県と連携し、発生から完了まで迅速に対応できたのは、農政課において昨年対応した職員がいたことによるものだと考えており、改めて経験の大切さを痛感したところでございます。

しかし、派遣する職員については、各課の業務状況や心身の体調等を勘案した人選となることから、今回の派遣実績といたしましては、20代の職員32名、30代の職員29名、40代の職員28名、50代の職員が35名となっているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

昨年に続き2年続けて作業に従事した職員はいますか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 昨年に引き続き2年連続で従事した職員がいるかとの御質問でございますが、25名おります。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 先ほど未経験の若手を使うようなお話をしていましたけれども、何で2年続けて作業させたのでしょうか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 最初に答弁したように、職員の業務状況、それと職員の健康面などを考慮しまして、25名今回の派遣で2年連続となった職員がいるということでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 何か私には無理やりやらせているようにしか聞こえないのですが、そのようなことはないでしょうか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 決して無理やりやらせているものではございません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そういうことがないようにやっていただければいいなというふうに思います。

次に、男性職員と女性職員、どのぐらいの割合で作業に従事させましたか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 男性職員と女性職員はどのぐらいの割合で作業したかという御質問でございますが、今回の業務は、防疫作業従事者の受付や物品の搬入作業を行う防疫支援センター業務と現場での鳥捕獲や作業従事者の消毒など、養鶏場における防疫業務の2種類でしたが、防疫支援センター業務の従事者は男性78名、女性16名、養鶏場における防疫業務の従事者は男性26名、女性4名となっております。

なお、全体での男女別の従事割合は、男性83.9%、女性は16.1%となっております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 女性の皆さんも頑張っているのだなというような希望を感じました。女性職員にも積極的に経験させ、将来の笠間市の女性幹部を育てていただきたい。その辺は、どのようにお考えですか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 女性の経験は大変重要なことだと認識しておりますので、これからも男性、女性に限らず、業務経験はさせていきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 男女共同参画というのがあるように、女性がますます活躍していただきたいというのは、これは誰もが望むことだと思います。今、部長の答弁でもおっしゃったように、経験をさせるということは、まさしく全て総合的に役所の仕事を学んでいくことなのかなというふうに思っています。そのようなことができないのは、やはり幹部になかなかなくても、人の見る目ができないというふうに感じますので、ぜひ女性の職員も、やる気のある女性の職員には積極的にいろいろ取り組ませて、ますます女性の管理職が増えるような体制をつくっていただければいいなというふうに思っています。

次に、作業に従事した職員の健康チェックは行いましたか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 作業に従事した職員の健康チェックとの御質問でございますが、職員が作業に従事するに当たっては、防疫支援センターにおいて、受付時に鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康調査問診票により、既往歴、体温、血圧、健康状態の確認を行っており、作業終了後においても体調の変化の有無を確認しているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そのような問診で、職員の健康に問題はありませんでしたか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 現在は問題がございませんでした。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 作業に従事した職員のメンタルヘルスは行いましたか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 作業に従事した職員のメンタルヘルスとの御質問ですが、防疫支援センターにおいてのメンタルヘルスチェックは行っておりませんが、作業従事後、各課において、業務従事報告をする際にメンタルヘルスには特化しておりませんが、業務内容や感想、体調の聞き取りを行っております。また、従事する時間帯に応じて、作業従事前や作業従事後において、休暇取得により心身を整える時間を設けるように配慮しております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） やっていれば、異常がなかったですかという話をしようと思ったのですが、この部分に対しては特別なメンタルヘルスはやっていないということなので、作業に従事した職員の声や感想を先ほど聞いたというようなお話をしていましたけれども、どのような声や感想が聞けましたか、そこをお聞きしたいです。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） まず、初めて従事する職員については、初めての経験ですので業務が大変だったとか、こういうことをやるのかというような、そういう感想的なものが一番多いと思っています。

女性職員においても、なかなかそういう経験はできませんので勉強になった、大変めになったというような意見が多かったというところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そのような建設的な意見は結構なのですが、違う話、大変、こんなの嫌だったとか、デメリット的な話はなかったのですか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 正直に言いますと、そういうことを言う職員もございます。

ただ、職員については、そのような経験を今後の業務に生かしていきたいということで、肌で感じて、デメリットだけで終わるような意見にはとどまっておりません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 問題は、そのような職員に、市長公室長がねぎらいの言葉をかけてあげたかということが大事なのですけれども、そのような言葉はちゃんとかけていますか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 顔を見ながら、一人一人ではございませんが、しっかりと声をかけているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

他市町村で鳥インフルエンザなどの疫病が発生した場合、笠間市職員も応援に行くと思うが、何に基づいて応援に行かせているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 他市町村に行く場合は、何に基づいて応援に行くのかという御質問でございますが、茨城県畜産課より、茨城県市長会及び町村会にて文書で応援要請があった場合の応援方法については、県市長会と町村会の取決めにおいて、県域を5地域に分割し、特定家畜伝染病床発生時の予防措置に従事する職員の派遣における地域区分を作成しております。これを基本としまして、笠間市は、水戸市、ひたちなか市、小美玉市など9市町村で構成されます県央地域に属していることから、この地域ごとに相互の応援を行っているところでございます。

直近の事例といたしましては、今年1月に城里町で発生した鳥インフルエンザの防疫作業に7日間で、男性29名、女性9名、計38名の職員を派遣した実績がございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

そのような周知内容は、派遣される職員にされるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 内容の周知に対する質問でございますが、派遣要請に伴い、職員の割当てを各部署に依頼する際には、茨城県、市町村からの派遣要請であることを周知しております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、周知しているということによろしいのですね。分かりました。

それでは、今定例会、議案第75号の特殊勤務手当の改正において、感染防疫等作業手当第4条の2の（2）で、前項第2号の業務に380円、著しく危険であると規程で定める作

業に従事した場合には760円にするとあるが、条例改正後、今回行ったような作業はどのような判断になるのか、お聞きしたい。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 今定例会の議案がどのような形になるかという御質問でございますが、特殊勤務手当の一つであります感染症防疫等作業手当は、家畜伝染病に感染した家畜、または疑いのある家畜の防疫作業に従事したときに該当し、支給するものでございます。これまで、作業内容にかかわらず一律200円としていた防疫作業について、今回の改正により、支給額を380円に引き上げるとともに、著しく危険な作業に従事した場合は2倍の760円を支給するものとしております。

今回の本市が行った防疫作業に当てはめると、笠間市民体育館で行った養鶏場の防疫作業に従事する方の支援業務や送迎バスの消毒業務などに従った場合は、通常の災害に該当し、380円となります。また、養鶏場にて鶏の捕獲や運搬など、養鶏場における現地での防疫作業については、著しく危険であると規則で定める作業に該当し、760円となります。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ありがとうございます。実は、先ほど小項目①のところで、感染症の対策についても、産業経済部長がこの作業は精神的、肉体的にもきついというお話をされていたので、そういう760円支給されるということを知った部分に対してはありがたいなというふうに思っています。

それでは、この感染症防疫作業手当とは、ほかにどのような業務や作業をしたとき、この手当が支給されるのか、その辺もお伺いしたいのですが、どうですか。分からなければ、別にいいですけども。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 保健衛生業務等において、インフルエンザですとか、コロナですとか、そういうものの場合、該当になるということで考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 最終的には、笠間市の職員は貴重な人的資源であるということを改めて感じて、一人一人を大切にさせていただきたいということが、この質問で私が訴えたいことなのです。ぜひ、もうみんなが病気にならないように、みんなが健康で、この市役所で仕事ができるように、ぜひ市長公室長にはお願いをしまして、この大項目1と小項目⑥を終わりにしたいと思います。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 質問されておりましたが、対策本部の本部長を務めたのが私でありまして、私のほうから今回の鳥インフルエンザに対する質問についてお答えをさせていただきますが、一番は、原因が分からないと。これは、国の専門家がやっても原因が分から

ないと。渡り鳥が運んでくるのだろう。ですから、この時期になると、国や県や、我々も県の情報提供によって、事業者もみんなが危機感を持って取り組んでいるのですけれども、今回も感染が出てしまったと。事業者は、最大限の取組をしていました。いろいろな設備だとか、対応として。それでも感染してしまうというのは、鳥インフルエンザの非常に難しさだと思っております。もちろん、国や県の下部組織として、我々は動いているのではありません。積極的に動いているものもありますし、2回目ということであって、私は今回の職員の動きは、ベターよりベストだと思っております。この私がベストだと思うのですから、完璧にやってくれたと思っております。

ただ、議員の農場に対する熱い思いで現場をよく知るというのは、我々も共有していることであって、現場でしっかり対応もしてくれましたし、常に現場に目を向けているということでもあります。

お手伝いした職員の中にはちょっと嫌な部分もあったと思いますが、でも後になって考えれば、必ず役に立つというのが、我々の考え方でございます。今回、事業者を再建するのかもしれないのかも、まだ決まっていません。前回はそこのサポートは、できるだけさせてもらいました。今回も一緒になって、再建する場合はサポートをしていきたいなと思っております。

なかなか、今度、笠間市内で第2、第3の発生の可能性もありますので、できるだけ予防を引き続き、対応をしっかりさせてもらいたいと思います。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ありがとうございます。以上で大項目1を終わりにします。

続きまして、大項目2、市内学校の外国語について、質問します。

年間の授業日数は、文科省の学習指導要領で各教科決まっていると思うが、外国語の時間は、年間何時間ですか。

小項目①市内小中学校、義務教育学校の外国語の年間学習時間をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 13番村上議員の御質問にお答えをいたします。

外国語の学習時間数でございますけれども、小学校段階で、3・4年生の外国語活動が35時間、5・6年生の外国語科につきましては70時間、そして中学校、義務教育学校の後期課程につきましては各学年とも年間140時間となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 以上で小項目①を終わりにして、小項目②に入ります。

笠間市の中学生は、全国学力テスト、英語の平均点が全国や県より低いようだが、英語の授業に問題はないか、生徒たちにやる気はあるのか、学校は英語の授業が生徒たちに楽しいと思ってもらえるよう充実した授業を展開しているのか、お伺いしたい。質問します。

小項目②学校での外国語教育の充実についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

全国学力状況調査の点のお話だったと思うのですけれども、この調査につきましては、小6と中3だけの調査になっております。

ですから、全て笠間市の子どもたちが英語の学力が低いというわけではなくて、たまたま今回の調査がマイナス0.9ポイントだけ低かった、しかも、聞く、話すの部分は2ポイント高い、読み書きの部分が0.9ポイント低かったということでございます。その部分について十分研究を重ねまして、各学校ともAETを中心に、授業研究に励んでいるところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） もうまさしく、教育長の言っていることは分かります。

では、学力の高い生徒たちに偏った学習スタイルなどは行っていないですね。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろんそのような形で、低い子どもにもしっかりとやっております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、英語を教える教員の質に問題はありませんか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 私は問題はあるとは思っておりません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） さいたま市は、中学3年生の英語力が4年連続で全国1位、9割近くが英検3級と、読売新聞が今年5月、伝えている。細田真由美教育長は、教員も努力をしてくれていると記者会見で語っている。

このような、さいたま市と笠間市の英語教育は何が違うのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） さいたま市は、政令指定都市でございます。笠間市とは全く違うのでございますが、小学校段階の学習の時間が2倍です。210時間のところを、420時間行っている。それから、中学校においては50時間オーバーで、470時間を行っているということは、ほかの教科を削って行っているという状況です。

それから、英検3級が90%というのは、全ての子どもたちが何回受けても無料で受けさせています。笠間市の場合には、4,700円の1回の受験料で、1回だけ2,000円の補助ということでやっておりますので、なかなかこの高価な英検の受検をする家庭が少ないというのが現状だと思います。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） さいたま市のまねをしろとは、なかなか予算の関係で言いがたいのかなというふうに思うのですけれども、もう時間があれば、もっとやりたいのですけれども、ちょっと何点か。

教員の質に問題はないとおっしゃいますけれども、教員の努力にも問題はありませんか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 小中高校の授業研究会を数多く行っておりまして、そこに授業参観する。教員はやっぱり授業をたくさん見るということが大事だと思っていますので、その努力を重ねております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、笠間市の教員に努力させるのは誰ですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろん、教育委員会と私に責任があります。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） その言葉を聞きたかったです。校長だなんて言われたら、教育長、何やっているのだと言おうと思ったのですけれども、ぜひ笠間市の子どもたちが未来に羽ばたけるような教育を送って、本当は中国語もいっぱい触れたかったですけれども、西山議員もやるというので、ぜひ頑張って、子どもたちの指導をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（大関久義君） 13番村上寿之君の質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後零時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1番長谷川愛子君の発言を許可いたします。

長谷川愛子君。

〔1番 長谷川愛子君登壇〕

○1番（長谷川愛子君） 政研会の長谷川愛子です。議長の許可を得て、一問一答にて一般質問を行います。

今回の質問内容は、大項目1、市内通学路防犯対策について、大項目2、高齢福祉事業についてをお伺ひいたします。

初めに、大項目1、市内通学路防犯対策について、お伺ひいたします。

まず、なぜ私がこちら伺ひたいかと申します。小学校、中学校では笠間市通学路交通安全プログラムがあり、対策の受皿が見える化されていると感じております。笠間市のホー

ムページにも記載がされ、過去の記録も拝見をいたしました。小項目①、②で、こちらを詳しく伺います。

高校においては通学路の交通手段が多岐にわたるため、学校側で確認をし、PTA等と連携し、県教育委員会や道路管理者、警察等に要望すると伺いました。

本市には県立高等学校が3校、私立が1校ある中の一つに、学校法人タイケン学園日本ウェルネス高等学校があります。笠間市学校跡地利活用事業で、旧南小学校が令和4年4月に学校法人タイケン学園日本ウェルネス高等学校となり、開校されました。私も、文化祭や部活動を見学いたしました。開校から今日まで、目覚ましい活動を伺っております。

そのような中ですが、開校時から懸念していたことがあります。元小学校の跡地を利用しているので、小学生と高校生は下校時間が大きく変わります。この時期は、特に下校時間は暗く、防犯対策ができていないと感じております。また、部活活動等もあり、帰宅時は暗く危険ではないか、軟式野球部、女子バレー部は寮生活もあります。暗い中、生徒たちの駅や寮までの自転車姿も見受けられます。日本ウェルネス高等学校の正門前の道路、笠間つくば線と学校から南山運動公園野球場までに街灯がなく、特に帰宅時、危険であると感じております。

そこで改めまして、小・中学校の防犯対策を小項目①、②で、高等学校を小項目③、④でお伺いをいたします。

では、小項目①へ進みます。本市における、小・中学校の通学路の現状について、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 1番長谷川議員の御質問にお答えをいたします。

通学路は、毎年、保護者から学校に登下校の経路を報告していただき、その情報を把握しております。しかし、児童生徒の通学路の安全を確保するためには、教育委員会、学校、保護者、警察などの関係機関、自治体、地域の関係団体等との連携を強化し、一緒に取り組むことが重要であると考えています。

通学路の安全対策については、市内全ての学校で、毎年4月から6月にかけて交通安全教室を実施しております。その内容としては、交通ルールの講話、横断歩道の渡り方、自転車の乗り方の実技講習などを行っております。

また、令和5年11月30日現在で、登下校時における自動車との接触事故の件数ですが、徒歩通学者についてはゼロ件、自転車通学者については8件となっております。これは、過去3年間で見ても減少傾向にあると言えます。

今後も、交通ルールの遵守を徹底し、安全な通学ができるよう、自転車に乗る際のヘルメットの着用や安全たすきの利用などを呼びかける指導、助言を行い、交通安全対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 現在、現状のお話を聞かせていただいたのですが、実際統計をしっかりと見た結果も、お話に、答弁にあったように、過去からしっかりと結果が出ているなど感じております。

現状を落とし込んだことが、小項目②の笠間市通学路交通安全プログラムと感じております。こちら、笠間市通学路交通安全プログラムについて、御説明をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受けまして、本市では、平成27年3月に笠間市通学路交通安全プログラムを策定いたしました。このプログラムに基づき、毎年、学校、警察、水戸土木事務所、市の関係部署が一体となって、通学路の危険箇所の合同点検を行っております。

今年度におきましては、笠間地区で4か所、友部地区で1か所、岩間地区で2か所、合計7か所の通学路について危険箇所の改善要望が学校から提出され、8月8日に合同点検を行いました。

平成27年度からこれまでに142か所の点検を行い、そのうち121か所については対策を完了しております。また、残り21か所につきましては、現在、対策工事を実施中の箇所や計画中の箇所、信号機の設置、横断歩道、停止線など交通規制に関わるものにつきましては、笠間警察署へ対応を要望しているところでございます。

なお、通学路の危険箇所につきましては、これまで合同点検で実施してきた危険箇所の一覧と地区ごとに分けた地図情報を市教育委員会のホームページに掲載し、情報の提供を行っているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） それでは、今の質問の中で二つ、再度確認をさせていただきたいと思えます。

危険箇所の対策のほうを皆様で協議しながら提示しているということで、こちら、もしもこの確認をしてからさらに追加したいというときには、どのような対応を取るのか。あと、交通安全教室のほうを改めて、どのような形で年間実施をしているのか、2点、御答弁をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 年度途中で、そういった要望箇所が出てきた場合の対応につきましては、次年度の合同点検の際に、改善要望箇所として、うちのほうで合同点検を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

もう1点の交通安全教室につきましては、先ほど述べましたとおり、市内の全ての学校において、毎年4月から6月にかけて実施をしております。市の交通安全教育指導員を中

心に、笠間警察署、交通安全協会、交通安全母の会の御協力の下、行っているところでございます。具体的には、小学校1・2年生で、横断歩道の横断の仕方など正しい道路の歩き方、あるいは3年生以上は、正しい自転車の乗り方や点検要領について学んでおります。中学生については、全校生徒で自転車の乗り方や講義を受けまして、1年生は、校庭で実技実習を行っているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 小学校、中学校に分けて、年に合わせた勉強をしていただき、ありがとうございます。引き続きお願いいたします。また、前者にお話しした形で、追加になるということは必ずあり得ると思いますので、今後も早期に対応していただきますようお願いいたします。早期に対応することが、子どもたちの安全のためにつながっていきますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは続きまして、小項目③へと進ませていただきます。市内高等学校の通学路について、お伺いをいたします。

それでは改めまして冒頭でもお伝えをさせていただきました、市内高等学校の通学路について、御答弁をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 1番長谷川議員の御質問にお答えいたします。

市内高等学校の通学路の防犯灯についてでございますが、市が設置しております防犯灯の効果といたしましては、夜間における市民の安全や犯罪防止などがあります。

市で設置する防犯灯の基準でございますが、行政区と行政区の間で100メートル以上民家がない場合で、かつ小・中学校の通学路となっております。

なお、設置の間隔はおおむね100メートルに1か所となっております。高等学校の通学路につきましては、高等学校施設整備基準によりまして、周辺の防犯灯設置が求められており、また交通手段も多岐にわたることから、各生徒が通常通学するルートが通学路となっており、学校において安全確認を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） そうしますと、単刀直入にお聞きしますが、私が冒頭でお伝えをさせていただいたのですけれども、実際ウェルネス高等学校におきましては、正門の前、とても暗く感じております。ちょっと事前にお話を伺ったところだと、基本100メートルに何本とかというルールは実際やってあるということは確かに伺いましたし、私も現場を確認したのですが、しかし暗いということは、基本そのものが、考え方を変えなければ、結局、事件は起きるということだと思っておりますけれども、その点についてはどのように考えますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） ウェルネス高等学校からの件でございますが、11月下旬にウェルネス高等学校から通学路への防犯灯設置の相談を受けておりまして、現況を確認いたしまして、涸沼川吉原橋から下市毛橋東交差点の区間、5基程度の防犯灯増設を現在検討しているところでございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） とてもいい話が聞けたと思っております。私の段階では、皆様のところにお話を最初にさせていただいたときに、実際通っている生徒とか親御さんに、私から聞けば、それはもちろん皆さんつけてくれつけてくれというのは当たり前のお答えだと思っておりますが、実際行政として、こういった前者でお伝えした内容のことを考えると、どのように結果を出していくのかなというのがとても不安でしたので、ぜひ早期に対応していただきたいことを願っております。

もし、自分のお子様が、暗い道を自転車で運転して学校に通っていたらと考えると、必ず親御さんだったらやってほしいと思うのが当然だと思いますので、一日でも早い対策をお願いを申し上げ小項目③の結びとさせていただいて、改めて、今後の課題、小項目④をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 防犯灯の設置につきましての課題ということで、全て御要望に対応しまして設置できることが理想ではございますが、先ほど御説明させていただきましたとおり、設置基準などを設けているところでございます。

また、小・中学校の通学路につきましては、設置基準に基づき対応してまいりましたが、今後、高等学校につきましても、高等学校の教育機関としての公共性や立地環境などを勘案し、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

さらに、設置基準に満たない環境の防犯灯の設置につきましても、設置する際の設置費用や維持管理経費の在り方なども課題であるというふうに捉えているところでございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 課題を聞きましたので、お話しいただいた形で、課題のほうを実行していただきたくお願いを申し上げ、改めて大項目1を終了とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは続きまして、大項目2、高齢福祉事業について、お伺いをいたします。

内閣府では、令和5年版高齢社会白書にて、このように発表されています。65歳以上の人口と15歳から64歳人口の比率を見ると、昭和25年には65歳以上の者1人に対して、現役世代15歳から64歳の者12.1人いたのに対して、令和4年には65歳以上の者が1人に対して、現役世代2人になっている現実がございます。今後、高齢化比率は上昇し、現役世代の割合は低下し、令和52年には65歳以上の者1人に対して、現役世代1.3人という比率になると見込まれています。

そして、高齢化社会が進行し、65歳以上の高齢者の割合が人口の21%を超えた社会を、超高齢化社会と呼びます。日本では2010年には高齢化率23%を超え、超高齢化社会を迎えました。そこでお伺いをいたします。

小項目①、本市における超高齢化に向けた取組について、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 1番長谷川議員の御質問にお答えをいたします。

今後、総人口が減少する一方で、85歳以上の人口の増加とともに、介護を必要とする方や認知症の方のさらなる増加が見込まれておりまして、これらを背景として、笠間市におきましても、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療や介護、介護予防、生活支援が切れ目なく一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築を進めております。

その柱といたしまして、支援を必要とする方に対して適切な介護サービスが提供できる体制整備と、元気な方がその状態を維持しつつ地域で生き生きと生活するための支援が必要でありまして、介護サービスの提供と介護予防の推進を両輪とした取組が重要であると捉えており、様々な事業を実施しております。

特に、介護予防の取組は、健康寿命の延伸や生きがいづくりにつながるほか、介護給付費を抑制する上でも重要であることから、認知症予防、転倒予防、運動機能向上などをテーマとした介護予防教室の開催や住民主体による介護予防に資する活動の支援などの取組を行っております。

また、今年度は、令和6年度からの3年間を計画期間とする第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、これまでの施策に加え、今年6月に成立した認知症基本法の基本理念なども踏まえた施策の充実と推進に取り組んでまいります。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） それでは改めまして、笠間市の高齢化率はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 本市の高齢化率でございますが、今年10月1日現在において、32.9%でございます。県の平均の30.8%に比べまして、2.1ポイント上回っているという状況でございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 県より高いということは、まさに今取り上げた取組が、さらに業務化をして強化することがとても大切かと感じますが、改めて、小項目②地域包括支援センターの業務、どのような形で行っているのか、お聞かせ願います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 地域包括支援センターは、医療、介護、介護予防、生活

支援などの様々な面から高齢者やその家族を総合的に支えるために、介護保険法に基づき平成18年に設置された機関で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置しまして、それぞれの専門性を生かし、本人やその家族、地域住民、ケアマネジャーなどの相談支援や介護予防支援等を行っております。

センターが担う業務には大きく分けまして、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメントの四つの業務がございます。そのほかにも、重要事業として位置づけております介護予防事業をはじめ、医療や介護、生活支援が切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの体制づくりの中心的役割やケアマネジャーや薬剤師など、市内専門職の顔の見える関係づくり、各関係機関等との連携強化等の役割も担っております。

また、センターの運営形態として、直営型と委託型がございますが、本市では、市の組織として直営で運営することで、そのメリットを生かして、関係各課との連携強化や支援に係る速やかな意思決定など、複雑多様化する市民のニーズに対して迅速かつ柔軟に対応しているところでございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 説明のほういただきましたところで、大きく2点確認をさせていただきたいと思っております。

四つの事業を柱に、さらに業務を広げて、皆さんにやっていただくと思うんですけども、業務が多岐にわたっているため、効率化ができていくことが多々あると考えられますが、実際職員の人数というのは足りているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 先ほどお答えしました、地域包括支援センターの業務の一つとして、介護予防ケアマネジメント業務がございます。これは、要支援認定を受けている方や生活機能の低下に不安がある高齢者の方に対して、要介護状態になることの未然防止や身体機能の改善をするために、その状態に合わせたサービスの利用計画を作成するという業務でございますが、人材に関しましては、この計画を作成するケアマネジャーの確保が厳しくなっているというような状況がございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 厳しくなっているケアマネジャーを、どのように今後考えていらっしゃるのですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） ケアマネジャーの確保が厳しくなっているのは、包括支援センターだけの課題ではなく、市内全域の課題となっております。今、包括支援センターでは、このケアマネジャーの確保が難しいというところについては、継続的に募集をしていくということと、あとはほかの専門職が、このケアマネジメント業務を代わり

に担うというようなこともしております、サービスを必要としている方が的確なサービスが受けられるような体制づくりは進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） そうなると一つ確認なのですけれども、最初のお話のときにありましたように、委託という形があったかと思いますが、私のほうでちょっと調べたときに、県内の令和5年4月現在では、地域包括支援センターは、茨城県で44市町村中の中、92か所、直営が22か所、委託が70か所でした。

その中で、笠間市は直営22か所の中に一つだけ入っているという形になるかと思うのですけれども、実際この逼迫する中、人数が足りないということを考えると、今後、2%さらに高いわけですから、やはり委託するとかということも視野に入れて、事業は考えていらっしゃるのですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 現在のところ、包括支援センターの業務全般についての委託、つまり新たな包括支援センターをもう一つつくるというようなところは、予定はございません。

一方で、先ほどお答えいたしました、サービス利用計画の作成につきましては、御協力いただける民間の事業所に、業務の一部を委託して運営をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 分かりました。委託して大丈夫であるから、その一部をお願いしながら進めているという形で認識をさせていただきました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

では、小項目③介護予防の対策について、お伺いをいたします。お願いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 介護予防とは、要介護状態をできる限り防ぐこと、遅らせること、また要介護状態となっても、その状態悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこととされております。

本市においても、介護予防対策として、認知症予防、転倒予防、運動機能向上など、テーマ別の介護予防教室を開催するほか、高齢者の身体機能や健康状態に合わせた保健事業と介護予防の取組について、健康づくりと介護予防、それぞれの視点から支援をしております。

また、介護予防の主要事業の一つであり、身体機能の強化や認知症予防を目的とした運動教室事業の柱として、平成20年度からシルバーリハビリ体操士会に、また平成23年度からスクエアステップリーダー会に対し、事業の委託や活動支援をしており、地域における住民主体の通いの場の充実と、人と人のつながりを通じて気軽に参加し、継続しやすい介護予防活動が広がっております。

今年度、岩間地区のシルバーリハビリ体操教室参加者155名にアンケート調査を実施しましたところ、約9割の方から、体の動きが楽になった、あるいは友人が増えた、人間関係が広がったなどの回答をいただいております、体操教室の一定の効果が得られていると認識をしております。

また、平成29年度からは、要支援認定者をはじめ、さらに軽度な状態の高齢者を対象とした訪問及び通所サービスや短期集中型の予防教室など、より早い段階からの支援体制の充実を図っております、高齢化が進む中、その状態像も多様化をしておりますので、一人一人のニーズに合わせた柔軟な取組により、介護予防や重度化防止に努めているというところでございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） それでは今、お話を聞いた中の介護予防対策の一つとして、介護予防関連の業務から、地域介護予防活動支援事業、元気で自立した高齢期を目指して介護予防を進める中、大田先生が考案した体操、シルバーリハビリ体操があります。私の身近な方でも、参加をされている方が多々いらっしゃいます。交流の場でもあり、楽しみに参加していると話を聞いております。

改めて、小項目④市内におけるシルバーリハビリ体操の現状をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） シルバーリハビリ体操は、茨城県から全国に広がっている介護予防の取組でございまして、当市におきましても、平成20年度から介護予防と地域の高齢者の交流促進のため、笠間市シルバーリハビリ体操指導士会に教室運営を委託し、身近な地域の公民館や集会所などを会場として活動をしていただいております。

コロナ禍以前の平成30年度は、市内66か所の教室のほか、高齢者クラブ等でシルバーリハビリ体操を実施していただき、延べ2万4,989の方が参加をしております。今年度は、117人の指導士会の方々の御尽力によって、教室を73か所に増やしまして、9月末現在、延べ8,364の方が参加をされております。

この教室の運営に当たっては、委託料として、指導士会に対し、市内各教室の運営に係る教材費、保険料、それから会場使用料などの経費として、昨年度は約61万円の助成をしているというところでございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 先ほどの御答弁の中でもちょっと出ていたのですけれども、シルバーリハビリの指導士のほうは、どのように笠間市のほうは。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 指導士の養成ということだと思うのですが、これは県で実施しております養成研修に加えまして、市においても2年に一度、指導士会の中からさらに研修を重ねた1級指導士が講師となりまして、3級指導士の養成を行って、指導者の

確保に努めております。

このように養成した指導士の数は、平成17年度から令和4年度までの18年間で338人となっておりまして、市民が主役の介護予防事業が、その活動の中で循環し継続していく仕組みづくり、これが整備されていると認識をしております。

今後も、高齢者が元気で活動的な生活が続けられるよう、指導士会と連携、協力をしながら、シルバーリハビリ体操の普及促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） では改めて、シルバーリハビリ体操とスクエアステップ教室の運動の違いと利用者の層の違いは、どのようなものがございませうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） シルバーリハビリ体操とスクエアステップの違いというところで申し上げますと、まずシルバーリハビリ体操は、特別な道具を必要としません。関節の運動機能、稼働範囲ですね、運動範囲、稼働範囲を維持拡大することや筋肉の向上などを目的とした体操でございます。座った状態でもできるメニューなどもございまして、それぞれの身体状況に応じた取組が可能となっております。

スクエアステップは、筑波大学の研究室で考案された介護予防運動のメソッドでございまして、25センチ四方の升目で区切られたマットを敷きまして、前進、後退、左右、それから斜め方向に、決められたパターンで順序どおりにステップを踏むというエクササイズでございます。思考と、考えることと動作を同時に行うことで、認知機能の維持向上や転倒予防の効果が期待できるものでございます。

これらに取り組んでいる年齢層というのは、やはり介護予防事業ですので、65歳以上の方が中心となりますが、共通していることは、さらにその運動機能低下防止、それから社会参加など、要介護状態になりにくい要素を含んだ内容で実施しているというところでございます。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 実際、私も笠間市民の方で、両方を1週間の中で実際やっている方とかのお話を聞くと、数々両方とも違いがあって、楽しく交流も含めて予防ができていくということのお話を聞いておりますので、今後とも推進をしていただきますようお願いいたします。

また、団体の役員の方とセンターの皆さんの意見交換も、年に数回行われているということで、御確認もさせていただきました。笠間市が目指す地域包括ケアシステムをどんどん推進していただきまして、超高齢化社会に向けまして、福祉事業に取り組んでいただきたいと思っております。

では改めて、高齢福祉事業として、小項目⑤今後の課題をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 今後の課題についてでございます。

まず大きく、シルバーリハビリ体操の参加者等につきましては、ここ数年、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け減少しておりますが、今年度も教室数をさらに増やすとともに、それぞれの教室の開催頻度についても、従前の規模に戻しまして、活動をしていただいております。

しかしながら、参加者数を見ますと、新型コロナウイルスの5類移行後も、高齢者の方々が、人が集まる場所を敬遠する傾向もあると、これも一因にあると思っております。コロナ禍前までの状況にはまだ戻っていないという状況にあります。このことは、筋力や心身の活力が低下している状態にある高齢者の増加も懸念されることから、運動教室の運営については、引き続き感染症対策を意識して運営を行い、参加の呼びかけを進めてまいりたいと考えております。

また、指導士につきましては、やはり高齢化による脱会も増えているということから、3年前からは対象年齢を50歳まで引き下げまして、全体の若返りを図っているというところでございます。今後も、養成講習会の開催頻度の見直しや、特に男性指導士の養成の仕組みづくりを通じまして、介護予防意識を高めていただくことなど、新たな指導士の育成に努めるとともに、指導の平準化が保てるよう、指導士の再研修の機会を設けて支援をしてまいりたいと考えております。

また、全般的な介護予防や健康づくりなどについては、高齢者クラブの活動や地域サロンなどの通いの場、あるいはメディカルカフェなど様々な機会を活用しまして、学び、それから体験していただいて、自ら積極的に介護予防活動に参加するような動機づけや意識の啓発を図るとともに、広報活動の強化等により、さらなる普及促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） たくさんいろいろとお話を聞かせていただきまして、今後の課題もありがとうございます。ボランティア等で、シルバーリハビリ体操とか、スクエアとかのほうは、ボランティア活動ということで、団体のほうも行っているということでお話を聞いておりますので、今後そういった形で、50歳から行うことによって、指導士がいないというような形をつくらないなど取組をしていただいておりますので、引き続き進めていただきますようお願いいたします。

大項目2を通じて、地域包括支援センターを活用することは、誰もが誇れる高齢社会に向けて、介護予防の早期着手となり、介護そのものを遠ざけることや介護に対する備えをすることを、さらに実感いたしました。一人一人ができることから対策を行い、持続可能な社会を構築できるように、市民への啓発活動を私自身も行っていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終了といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 1番長谷川愛子君の質問を終わります。

ここで1時45分まで休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時45分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

18番石松俊雄君の発言を許可いたします。

石松俊雄君。

〔18番 石松俊雄君登壇〕

○18番（石松俊雄君） 18番、市政会の石松です。さきの通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

2003年の地方自治法の一部改正によって、都市公園をはじめ図書館や美術館など、公の施設の管理は、従来からあった管理委託制度から指定管理者制度に移行いたしました。笠間市でも図書館や公民館は直営を維持しておりますが、そのほかの施設は、ほぼ指定管理者に移行いたしました。指定管理者制度が導入されて、約20年が経過をしております。都市公園におきましては、2017年に公募設置管理制度、いわゆるPark-PFIという都市公園の中にPFIによる施設整備を進めやすくする制度がつけられております。このPark-PFIが、指定管理者制度と両輪をなして、今後の公園管理に運用されていくこととなります。

そこでまず1問目の質問として、北山公園の管理の現状について、お尋ねをいたします。

北山公園の指定管理料は年間1,500万円ですが、それ以外に修繕費、土地賃借料、施設整備工事費が予算計上されております。管理料1,500万円が指定管理者に委ねている管理業務は何なのか、北山公園における市と指定管理者の管理の分担内容について、教えてください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 18番石松議員の質問にお答えいたします。

北山公園の指定管理費用と管理内容についての御質問でございますが、北山公園の管理運営に関する基本協定により、市内6事業者から成る笠間市造園建設業協同組合と管理協定を結んでおり、指定管理料が、先ほど議員おっしゃられたとおり、1,500万円でございます。

指定管理期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間としております。

また、管理内容ですが、主なものは、管理棟での来園者案内業務、公園内の巡回清掃業務、キャンプ場、バーベキュー場の運営、草刈り、剪定などの植栽管理業務などで、使用者に施設を利用しやすいようなサービスを提供することを目的としております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 指定管理料1,500万円、年間かかっておりますけれども、先ほども申しあげましたけれども、それ以外に修繕費、土地賃借料、あと施設整備工事費がかかっております。

土地賃借料は、土地を借りているということなのでしょうからこれは分かるのですけれども、それ以外の修繕費あるいは施設整備工事費というのは、具体的にどういうものに使われているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 施設の修繕費の件でございますが、軽微な修繕20万円程度未満のものにつきましては、指定管理側で修理をしております。そのほか主なものといえますのは、新池の畦畔の整備とか、あとは護岸の改修や水車の改修、さらにはバーベキュー場の塗装工事等で、市のほうで支出しているものがございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 少し詳しくお聞きしたいのですけれども、施設整備工事費が大体年間220万円から230万円計上されています。ただ、令和2年度だけは580万円と多かったのですけれども、大体年間施設の整備工事には220万円から230万円かかっているのだというふうに認識をしてよろしいですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） それでは次の項目に移ります。

笠間市の指定管理者の運用ガイドラインによりますと、指定管理者、この場合は略称で言わせていただきますけれども、造園組合というふうになると思いますが、造園組合は、管理業務を自己点検をして、毎月自己評価を行わなければなりません。その結果に基づいて、不十分な箇所について随時、対応して改善を図っていくということ。そして、施設管理課、これは観光課になるのでしょうか、管理施設管理課は自ら直接確認をして、評価及び必要な指示などを行うこと。それから、モニタリングに当たっては、定期報告時に合わせて資料等を確認するほか、当該施設に立ち入ることで、実際の施設の維持管理状況などを管理すると。モニタリングについては、年度中に複数回やる、最低でも半期ごとに2回はやりなさいと。そのうち、1回は年度末に、年度を通した総括的な確認及び評価を行うというふうに書かれております。

北山公園の場合、この管理者による自己評価、それから市役所管理課によるモニタリングというのはどのように行われているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） モニタリングの取組状況、市民の声、要望が把握されて

いるかという質問かと思えます。

モニタリングにつきましては、指定管理者運用ガイドラインに基づき、指定管理者より提出された四半期ごとの報告書により、現状を確認しているところでございます。

また、市民や公園利用者からの要望や意見を聞くために、管理棟内にアンケートボックスを設置し、その要望などを集約したものを指定管理者から報告を受け、北山公園に対する意見の把握に努めております。

アンケートは、年間約30件ほどであり、その多くにつきましては、トイレや看板などの改修の要望となっております。そのほか、窓口や電話等による要望もあり、これらの意見を参考としながら、指定管理者と協議をした上で、施設の修繕、改修を行っているところでございまして、市としてのモニタリングにつきましては、四半期ごとの報告書を基に、必要であれば現地で確認をするなどを行って、年度末の事業報告書に基づき、必要があれば現地に赴き、問題点の解決について協議を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 指定管理者運用ガイドラインの中に書いてあります、先ほども申し上げましたけれども、指定管理者の自己点検、毎月の自己評価、この辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 指定管理者による自己評価についてでございますが、毎月指定管理者の中で自己評価を行いまして、毎日業務完了時に、施設利用者や売上げの金額、利用率などを把握するとともに、お客様アンケートの結果による満足度や御意見を聞きながら、自己評価の実施、具体的には、例えばバーベキュー場に日陰が欲しいなどという要望があったときには背の高い木を植栽したり、キャンプ場の目隠しが欲しいというところで生け垣を設置したことや、スタッフの対応に対するクレーム等があった場合にはおもてなし講習の実施等をしているというふうに聞いております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ただいま部長の答弁の中にありました、お客様アンケートというのは、どういうふうに取り組まれているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 管理棟内にアンケートの用紙と回収ボックスを設置いたしまして、そこに情報を書いていただくことのほかに、口頭での要望など、あとは市役所側にも要望等、御意見等いただきますので、その際には指定管理者のほうにいち早く連絡し、対応を検討するようという指示を出しているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ということは、アンケートボックスがあつて、先ほど30件ぐらいが、アンケートが入っているというふうにおっしゃられたのですけれども、例えばその

アンケートボックスにアンケートを書いて入れても、なかなかやってくれない。具体的に言うと、看板の清掃だとか、トイレの改修だとか、そういうものをやってくれないけれども、直接、市長のタウンミーティングで言ったりとか、あるいは観光課に言ったりすると、すぐ直る、これというのはやっぱりおかしいと思うのですけれども、何でそういうことになっているのですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） それにつきましては、指定管理者側の受け止め方に若干問題があるのかなというふうには感じておりますので、今後そのようなことがありましたら、アンケートも全て我々のほうで確認しているわけではございませんので、今後は提出されたアンケートは全て確認して、一つ一つ対応できるものは対応していきたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） アンケートの問題だけではなくて、私は、自己評価をして、自己評価で完結してしまうというところに問題があるような気がするのですけれども、それは自己評価だけではなくて、その評価を客観的に行政側が見るといって、そういうことがひとつ必要ではないかなというふうに思います。

それから、実績報告書の中を見ますと、トイレの洋式化、これ多少トイレは改善をされているようには伺ってはいるのですけれども、このことと、それからローラー滑り台の老朽化については、ずっとアンケートが出ているのですが、これにはどのように対応されるのですか。対応されたのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） まず、トイレの老朽化につきましては、できることから始めているというのが現状でございます。

ローラー滑り台につきましては御要望等を伺っていることは、私どもも承知しております。ローラー滑り台は、専門業者に依頼をしまして、年2回点検を実施しております。築30年を経過しているため、部品の摩耗や鉄部のさび等の発生、大規模な修繕、更新が必要との報告が上がっておりますが、今すぐに使用禁止とする状態でないということが、業者のほうから上がっているところでございます。

今後、市内には芸術の森公園や中央公園など遊具を備える公園が多数ございますので、今後、滑り台の在り方についても庁舎内で議論しながら、多額の費用を要するために、どうすべきかというのを検討していきたいと考えているところです。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 細かいことを聞いて申し訳ないのですけれども、トイレの改修は若干されている、順番にはされているというのは承知はしているのですが、アンケートの中に洋式化にすべきじゃないか、トイレを利用するのが怖い、これ出ていますよね。こ

れ、ずっと言われているのですよ。

それから、ローラー滑り台は、多分、安全確認はされているのだと思うのですけれども、見かけはもうひどいですよ。本当は見せたいくらいなのですけれども、御承知だと思うのですけれども、あのまま、このまま行くのですか。その辺はどうするのですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） ローラー滑り台の老朽化、あとトイレについては、我々も承知しているところでございます。

ただし、先ほども答弁いたしました、1,000万円単位での補修に、1,000万円も、後半のほうですね、正直言いますと、1億円弱ぐらいの費用が修繕にかかるというところで、北山公園の今後の在り方についてを令和4年度にサウンディング調査を行いまして、事業者からの提案をいただいたところ、それに基づいて募集をしたのですが、募集した方がいらっしゃらなかったというところがございます。コロナ禍での募集だったものですから、その辺は致し方ないのかなというふうに思っているのですが、今後、再度サウンディング調査をしながら、公民連携を目指していく中で、あの滑り台の在り方というところをサウンディング調査の中で議論をしながら、更新していくのか、それともやむを得ず撤去していくのかというところは、判断していきたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） なくなる可能性もあるということだろうと思うのですけれども、後でちょっとサウンディング調査等々の質問が出てきますので、この項目はここで終わらせていただいて、次の項目に移らせていただきます。

事業評価方法なのですけれども、令和元年度の所管課の事業評価、これちょっと読み上げさせていただきますけれども、造園建設業組合としての専門知識・技術を活かし、日常の管理だけでなく台風等による倒木に対しても、機動力を発揮している。また、湿地帯などの修復に力を入れ、水質の安定、水生植物の保護に努めるなど、環境への配慮も見られ、自然を活かした景観をつくりだしている。今後も利用者のニーズを常に把握し、施設改修及び利便性の向上に努め、更に快適な施設を目指してほしい。これ、令和元年度の評価なのです。

令和2年度、令和3年度、かみしもがついているのですけれども、令和3年度のものを読ませていただきます。造園建設業協同組合としての専門知識・技術を活かした維持管理がされており、湿地帯などの修復が進んでおり水生植物の保護、自然を活かした景観をつくりだしている。今後も利用者のニーズを常に把握し、施設改修及び利便性の向上に努め、更に快適な施設を目指してほしい。コピペですよ。

この3年間、ほぼこういうような事業評価がされているのですけれども、この事業評価方法と内容について、どうしてこういうことになっているのか、説明していただけますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 事業評価方法と内容についての御質問でございますが、事業評価方法につきましては、指定管理の運用ガイドラインにより、指定管理者が管理運営業務の自己管理を目的として、施設内における日常的に行う業務や安全対策業務の点検等を実施し、その結果について、日報、月報等を記録し、毎月自己評価を行っております。

評価内容につきましては、業務の履行状況やサービスの質や安定性などの視点から行い、結果、不十分な箇所については、随時対応しながら改善を図っていくとしておりますが、例年、同じような評価になってしまっているという御指摘でございますが、これ先ほども申し上げたとおり、北山公園の将来像について、これから積極的な議論を進めていく中で、前回のサウンディングの失敗を糧としまして、それまでの間は現状の清潔で美しい公園で維持していくという方向性の下、そのような評価になっているものと考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 実績報告書、令和4年度がまだ公開されていないので、何で令和4年度分公開していないのか分からないのですが、それを見てもみますと、例えば平成28年度から令和3年度まで、目標値が、利用者の満足度調査ですね、75%と変わっていません。平成28年度が75.3%で、平成29年度61.1%に下がって、平成30年度が69.5%、令和元年度が66.3%、令和2年度70%、令和3年度70%というふうになっているのですね。

今ほどの部長の答弁を聞くと、公募していると。公募者はないのだと。その事業者が決まるまでの間は、適当にという言い方はおかしいけれども、現状維持のままいくのだというふうに聞こえるのですけれども、しかし利用者満足度は上げていくというふうに方針が立っているわけではないですか。ここはどういうふうになるのですか。それから、この利用者満足度というのは、どうやって出しているのですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 利用者満足度の件でございますが、明確な算出根拠というのは、今のところガイドライン上、設けておりません。事業者アンケートに対する満足度の割合ですね、よかったとかというアンケートの割合等や逆に不満だったところの割合等に基づき、算出しているところでございます。

あと、今後の考え方につきましては、先ほど来答弁しているように、北山公園が今の社会情勢の中、どのような必要性を感じられる公園なのかというところは、今まさに協議を進めているところでございますので、次の指定管理の更新のときまでには、一定の方向性を出して、よりよい公園にしていきたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 次の項目に移りますけれども、指定管理者の評価と今後の課題のところ、議会でも議決をして、令和5年度から3年間の指定管理者を決めましたね。議決するに当たって、先ほど部長の答弁の中にもありましたけれども、一者しか応募がないので、これ議決するしかないかな、そういうふうに思われた議員、随分いらっしゃると

思うのですが、私もその1人なのですけれども、それで議決をしています。

先ほども申し上げましたけれども、現状維持のままで行くとしか聞こえないのですよ。しかし、指定管理者の導入の意義というのは、これは指定管理者導入の指針の中にも書かれていますのですけれども、いわゆる管理経費の縮減と住民サービスの向上というのが、これが指定管理者制度の導入のそもそもの意義だったのですよ。この観点から、15年間同じ造園業組合に指定管理としてやっていただいているのですけれども、この15年間の評価というのは、この観点からどのように評価されているのですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 指定管理者の評価と今後の課題との御質問かと思えます。

指定管理者の評価といたしましては、先ほど来答弁しているような日報、月報、四半期報等の報告内容を基にモニタリングを実施しており、施設の状態や不具合など報告を受け、協議しながら改善に取り組んでおるところでございます。植栽管理や修繕作業等の通常管理に加え、台風などの自然災害時の倒木処理では迅速な対応をするなど、適切な管理運営が行われていると評価しているところでございます。

今後の課題といたしましては、築30年が経過する施設や遊具の老朽化が挙げられているところでございます。先ほど来答弁しましたけれども、令和3年度に民間活力の導入に係るサウンディング調査を行い、出された意見を加味して、令和4年度に民間資金を活用した公民連携事業の提案を公募いたしました。提案事業者はいないという状況でございました。当面、次の指定管理の切替えまでは、当面の現行の指定管理者制度による管理運営を行いながら、今後の改善費用の財源確保、施設の利活用方法などを含めた今後の在り方について、検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 簡単に言うと、もう何回も繰り返して申し訳ないのですけれども、3年間は現状維持のままで行くということになってしまうではないですか、そうすると。トイレも直らないし、ローラー滑り台もあのままということになってしまいますよね、3年間は。

でも、公募したけれども、全然応募がなかったのでしょうか。この3年間の間に、この問題については、どうやって解決していくのですか。利用者は今のまま、あのさびついたローラー滑り台を利用して、3年間怖いトイレで我慢しなければいけないということなのですか。その辺はつきりしてください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） ローラー滑り台に関しましては、先ほども答弁したとおり、老朽化は進んでいるけれども、使用できない状態ではないというところで、トイレに関しては、我々も確認して、照明灯が必要であれば、その辺、修繕していきたいと考えてございます。

今後3年間、このままで行くのかというところに対しては、我々のスケジュールとしては、来年度、令和6年度に、前回のサウンディングが、コロナ禍の中ということだったものですから、今年度5類に変更したことから、積極的な意見も出てくるのではないかとということで、令和6年度中に再度サウンディング調査を行いながら、公民連携の方向性を探っていきたいというふうに考えているところです。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そのサウンディング調査の内容ですよ。コロナ禍だったから応募がなかったということなのですか。同じくサウンディング調査しても、これは応募がないのではないのですか。その辺はどうされるのですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 前回のサウンディング調査の中では、アウトドアスポーツを中心にやっていくとか、あとはパークヨガをやるとかというもののサウンディング調査の方向性だったのですが、当時のサウンディング調査の結果だと、あそこ国有地が一部入っているというところで、自由な土地の活用がなかなか難しい。国の許可を得なくては、構築物が建てられない等の意見もございましたので、令和6年度に行うサウンディング調査ではその辺もきちんと行政側で整理をしながら、サウンディングをかけていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 今度のサウンディング調査に期待をするしかないということだと思うので、それは期待をしたいと思うのですが、ただアンケートの中に、ローラー滑り台の件とトイレの件は出ているわけですから、これについてはちゃんと利用者に答えていただきたいのです。結局、3年間は維持、大して手は入れられないということなのでしょう。そういう方針やそういうふうになっているのだということは、利用者がアンケートを出しているわけですから、そこは丁寧に親切に答えていただきたいと思います。それを最後にお願ひしまして、次の2問目の質問に移らせていただきます。

2問目の質問は、笠間市の公園施設の現状と今後についてであります。

市内の公園の現状や今後の在り方方針は、ほかの自治体で行きますと、緑の基本計画というのがあるのですけれども、笠間の場合はそれがないのです。そのため、環境基本計画と都市計画マスタープランと公共施設等総合管理計画を横断的に見るしかなかったのですけれども、環境基本計画によりますと、公園の満足度、平成26年度41%、それを、数値は示されておられませんけれども、2020年それから2015年と満足度を向上させていくという目標が立てられています。さらには、2025年までに市民と行政の協働で維持管理する公園を順次、増やしていくと。それから、市民1人当たりの公園面積を10平米にしていくという、そういう目標が掲げられています。

そしてまた、都市計画マスタープランには、大規模な広域公園として、笠間芸術の森公

園の機能充実の促進を図っていく。それから、都市基幹公園として、笠間市総合運動公園を位置づけて、公園機能の充実強化をしていく。それから、住区基幹公園、これは街区公園だとか近隣公園、地区公園等だというふうに説明が書かれていますが、これについては、市街地の配置及び規模に対応した適切な配置を検討する。さらに、北山公園、あたご天狗の森公園、つつじ公園等については、市民の憩いの場であることはもとより、観光資源にもなっていることから、交流の拠点として更新、拡充と適切な維持管理に努めるというふうに書かれています。

こういう都市計画マスタープラン、それから、環境基本計画があるわけなのですが、実際、笠間の公園の現状がどうなっているのか、その現状に対してどのように管理をされているのか、簡潔に御説明いただけますか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 18番石松議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公園の目的につきまして御説明させていただきます。

公園の役割及び目的につきましては、人々のレクリエーション空間、良好な都市環境の形成、都市環境の改善、都市防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりの交流空間などでございます。そのような役割、目的に応じて整備されました公園が、笠間市内には様々ございます。

種別としまして、先ほど議員からも御紹介あったように、都市公園法に基づき整備されました公園といたしまして、大きいほうから、広域公園、これは笠間芸術の森公園です。総合公園、これは笠間市総合公園。続きまして、地区公園、これは高田運動公園。近隣公園としまして中央公園。街区公園としまして大池公園などがございます。また、都市公園以外のその他の市立公園といたしまして、北山公園や福ちゃんの森公園などがございます。

さらに、公園に類似する施設といたしまして、市が整備しました広場、緑地、ポケットパークなどや、また住宅地などの開発行為に伴いまして民間事業者により整備されました公園緑地がございます。

整備、管理の現状についてでございますが、基本方針といたしまして、先ほど議員からも御紹介あったように、第2次総合計画や都市計画マスタープラン、その他各種条例、法令に基づいて、整備管理を行ってございます。

その中で、整備につきましては、都市公園において、笠間市都市公園条例にて、住民1人当たり、先ほど御紹介あったように、10平方メートル、これを目標に整備をいたしました。この目標に対しましては、笠間市では現状で10.9平方メートルということで、目的は達成しているところでございます。

また、管理につきましては、笠間市が整備いたしました都市公園、市立公園、広域広場、緑地、ポケットパークなどにおきましては、各施設の管理条例などに基づき運営し、日常的な清掃、植栽管理、点検、維持修繕などを市の直接管理方式、もしくは指定管理者制度

にて行ってございます。

なお、民間事業者により整備されました公園につきましては、地元自治会などにて管理していただいている現状でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 次の項目に移るのですけれども、公共施設管理等計画の中に、都市公園長寿命化計画、これ平成26年3月というふうに書かれているのですが、これはどういう計画なのでしょうか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 都市公園長寿命計画の内容についての御質問でございますが、現在、市内には市営の都市公園が24公園ございまして、その多くが設置から既に20年以上が経過し、遊具等公園施設の老朽化が進展してございます。

このようなことから、施設の安全性の確保、またライフサイクルコストの縮減を目的といたしまして、当市におきましても、平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とした笠間市都市計画公園施設長寿命化計画を策定いたしました。

これまで、国の交付金を活用しながら、年次ごとの維持管理計画に基づき、遊具の撤去、更新などを実施してまいりました。また、現在、令和7年度からの10年間を計画期間といたしまして、第2期計画の策定を進めておりまして、施設の利用状況や安全性について、専門的な観点から調査、判定を行い、その結果に基づき、公園施設の長寿命化の検討を行った上で、維持管理計画の策定を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） この長寿命化計画とは、何で公にされないのですか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 実施するというのは、議会、委員会等では説明しているのですが、この長寿命化計画自体はある程度専門性が高い計画でございまして、統廃合とか、そういうものを行うものではございません。

よって、公表するというのは現在は考えていませんが、計画を策定した段階におきまして、ホームページで公表するなど、それは検討していきたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そうすると、都市公園24公園でしたか、それはこの長寿命化の対象になるのですけれども、それ以外の公園はどうなるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） その他の公園につきましては、主に観光やスポーツ振興を目的とした公園として整備されておりまして、利用状況や施設の状況も異なることから、日常点検において必要箇所の修繕、改修を行っていくと認識しているところでございます。

また、都市公園に限りましては、長寿命化をつくったことによりまして、国のほうの交付金というのが活用できるということで、そのほかにもちょっとあるのかもしれないのですが、都市公園に限ってはそういったメリットがございますので、そういった観点から、都市公園のみにこういう長寿命化をつくることとしております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 質問、次の項目に入りますけれども、先ほどの御答弁の中にありました、市が直接管理している公園、あるいは指定管理者が管理している公園は、それなりに計画的に管理、整備というのはされているのだろうというふうに思うのですが、とりわけ先ほどの説明の中にありました、地元の自治会等で管理されている公園、これは計画的に整備、管理されているのでしょうか。この辺の現状について教えていただけますか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 石松議員御指摘のように、都市公園等におきましては、計画的な管理というか、現状では厳しい部分もあるのですが、ある程度は管理、運営を行っているという現状でございます。

しかしながら、石松議員御指摘のように、地元の自治会が管理している公園につきましては、高齢化をしているとか、子どもが少なくなって使われなくなった公園があるとか、現状についてはなかなか難しいものと認識しているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そのこのところが一番私の気になるところなのですけれども、例えば地元の自治会で管理している公園、自治会からいろいろな要望が出てくれば、それに対して市役所のほうで対応できるもの、できないものがあると思いますが、それなりに対応されているのだと思うのですけれども、ほかの公園のように、例えば長寿命化計画をつくるということであれば、ライフサイクルコストの計算をやられたりとか、予算との兼ね合いもどういうふうにするのかとかいう議論はされていくのでしょうか、そうではない公園、それをどうしていくのかという方針や計画は、私は必要ではないかなと思うのです。

特に、私が住んでおります旭町だとか鯉淵地区は、いわゆる人口が急激に増加をしている地区です。そういうところに、もっとまちづくりの政策を私はやるべきではないかなと。これは、議長のときに、地方創生会議、有識者会議の中でもそういう意見は述べさせていただいているのですけれども、公園についても、例えば10平米の目標は達成されたというふうに先ほど答弁をされているのですが、これも過疎地域と区別してやっぱり考えていただきたいのです。人口増加地区の人口をその公園面積で割ったら、必ずしも10平米行くのかどうか分からない、こういうところをきちんと区別をして、現状把握をまずしていただきたいということ。

それから、畜産試験場跡地にできた中央公園というのは、非常に評判がいいのです。これ、笠間市外の方からも、子育て世代の方が随分休みの日は来られていて、とても有意義

に、いい公園だというふうに御評価をいただいています。それからあと、県立こころの医療センターの前に小さな公園があるのですけれども、あそこも休日になると、子どもたち、親子連れでいっぱいですし、それから住吉に、伊勢甚友部スクエア、ショッピングセンターがあります。あそこの公園も、非常に親子連れでいっぱいなのです。そういう現状を見ると、そういう公園、子育て世代にとっての公園の需要はあるわけですよ。

ところが一方では、団地全体が高齢化しているような、そういう団地の中にある公園は、その公園を利用するのは、団地の外の子育て世代のたちが利用している。でも、公園を管理をしているのは、その団地に住んでいる高齢者たちなのですね。この高齢者の方も、そろそろ管理の限界に来ている、そういう現状もあるのですよ。そういう現状をちゃんと把握をしていただいて、それに対応できるような管理計画というのが、私は必要ではないかなと思うのです。

旭町にいてすごく思うのは、今、家がどんどん建っていますよ。このまま建っていけば、20年、30年たったら、ほかの団地と同じように空き家が増えていきますよ。同じ轍を踏むことになるのですね。とりわけ公園の問題、同じ轍を踏まないようにするためにも、ぜひともこの公園管理方針というのをつくっていただきたいのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 公園の今後の在り方についての御質問と認識させていただきました。

先ほども答弁はしたのですが、公園の役割の一つとして、地域のレクリエーションやコミュニティ機能に加え、防災機能も備えている公園もございまして、議員おっしゃるように、町なかの公園が、子育ての場としても重要な位置づけにあると認識しております。

繰り返しの答弁になりますが、しかし少子高齢化、人口減少も相まって、公園自体の在り方も、再検討していかなければならない時期に来ているとは考えてございます。

今後は、交流の場としての活用に加え、まちづくり、おっしゃるように、まちづくりの観点というのですか、観光拠点の一つとしても、さらなる質的向上が必要であると考えております。公園の廃止や集約化、また民間との連携をはじめとした持続可能な運営が行えるよう、地域の皆さんの御意見もお聞きしながら、また先進自治体、こういう問題は、笠間市だけではなく全国的に起こっている問題だとも認識してございますので、そういった先進事例を研究しながら、よりよい方向性を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） よりよい方向性になるかどうか、まだ検討された内容を見てみないと分かりませんが、検討していただけるということなので、この項目については終わらせていただきます。

次の項目なのですが、P a r k - P F I、アダプトプログラム等の可能性についてなの

ですけれども、これは今後、この議会の中で、公民連携推進条例の議決をします。議決をすれば、全ての施設について、可能性をやっぱり調査をしなければいけないわけなので、これは随時進められていくのだろうと思うのですが、現状で特定公民連携事業になるかどうかは別にしても、P a r k－P F Iあるいはアダプトプログラムの可能性や具体的に進んでいる話というのは、何かあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） P a r k－P F Iやアダプトプログラムの可能性についての御質問でございますが、まずP a r k－P F Iは、民間の人材、資金を活用することにより公園等の利便性が向上するとともに、効果的、効率的な公園の再整備が運営、促進されるというメリットがございます。しかしながら、民間事業者が長期的な戦略を持って、安定的な施設運営を行うためには、一定規模の集客力や立地環境が重要でございます。

したがって、笠間市都市公園における現状において難しい課題であるとは認識しておりますが、現在行うという業者はいないのですが、引き続き検討をしてみたいと考えております。

続きまして、アダプトプログラムについてでございますが、こちらは既に笠間市におきましては、笠間市都市公園グリーンパートナー制度というものを持っておりまして、平成22年から制定を行い、運用を図っているところでございます。

現在、ちょっと少ないのですが、四つの団体と協定を結び、活用している状況でございます。こちらの地域の住民が主体となって、公園での美化活動を行っているのですが、こちらは地域のコミュニケーションの創出や防犯にもつながることから、大変有用な制度だと認識してございます。地元団体の高齢化といった問題点もございますが、積極的に制度の活用を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） なかなか、こういう質問された議員も今までもあまりいないと思うのですが、私は、都市公園とか大きな公園よりも、生活にとって身近な公園、これが高齢化して管理できなくなっている、あとどんどん住宅が建って、きちんと公園のスペースが確保されていない可能性のあるところもあったりする、そういうところにやっぱりきちんと対応していただきたいということが、一番の問題なので、そこだけは急いでやっていただきたいなと思います。

公民連携の問題は、先ほど北山公園のお話を聞いたので、なかなか難しいところもあるかと思いますが、これは先ほど言いましたけれども、条例も議決をいたしますので、着々と進んでいこうと思いますので、またこの後、進んだ後、また質問をさせていただきたいなと思います。

次の質問に移らせていただきます。次は、エコフロンティアかさまの問題についてです。エコフロンティアかさまの後継施設として、日立市諏訪町の鉦山跡地に建設予定の新産

業廃棄物最終処分場の供用開始時期が2025年から2026年末にずれ込む見通しになったことから、環境問題の有識者や事業者、自治体などの5人の委員による検討会がつけられて、そこからの提言によって、エコフロンティアかさまの受入れの廃棄物を県内分に原則限りますと。そして、年間15万トンの受入量の3割を減らすということが決められております。実際もう始まっていると思います。

茨城県と環境保全事業団、笠間市、エコフロンティア福田地区対策協議会の4者による協定、いわゆる4者協定と言われておりますが、これでは事業団が行う廃棄物の処理期間は、埋立てについては埋立て完了まで、中間処理については施設が開業した日から、おおむね20年、2005年開業なのでおおむね2025年までとなるとと思いますが、そういうふう定められております。

さらに、事業団は、できる限り早期に埋立てが完了するよう努めるものとするという、そんな内容になっているのですけれども、それらを含めまして、エコフロンティアかさまの今後の見通し、中間処理や埋立ての終了時期の見通し、教えていただけますでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 18番石松議員の御質問にお答えします。

フロンティアの今後の見通しとの御質問でございます。

公共関与による産業廃棄物最終処分場として、平成17年8月に開業いたしましたエコフロンティアかさまでは、廃棄物の処理期間に関しまして、福田地区対策協議会、茨城県一般財団法人茨城県環境保全事業団及び本市笠間市と、笠間市が締結しましたエコフロンティアかさま設置に伴う地域振興及び環境保全等に関する協定書、いわゆる4者協定に基づきまして、先ほど石松議員おっしゃられるように、中間処理については施設開業した日からおおむね20年、埋立てについては埋立て終了までとされております。

現状でございますが、中間処理を行う溶融炉につきましては、令和5年3月末をもって廃棄物の受入れを終了し、稼働を停止している状況でございます。一方、埋立てにつきましては、令和5年9月30日現在で、残余容量、残りの余裕の容量ですね、そちらが31万7,454立方メートル、埋立て率が約87%となっております。新たな最終処分場が供用開始されるまで残余容量を有効に活用し、計画的に埋立てを継続する方針が、茨城県及び事業団から示されております。

なお、埋立てが終了、完了した後は、4者協定に基づきまして、最終処分場の配置基準を満たすまでの間、事業団によるガスの発生量や水質検査等が継続的に行われることとなっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 中間処理は取りあえず、溶融炉は止まっているということですが、埋立てが終わった後、完了後のことについては、4者協定の中には具体的には

示されてはいるのですが、この完了後のことについては、どのようになるのですか。4者協定のこの4者で協議をしていくということになるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 埋立て完了後の対応でございますが、先ほど申しましたように、最終処分場からのガスの排出及び水処理施設から出る水のものについて、4者協定書の中で廃止基準等も定められており、こちらについては廃棄物処理施設の廃止に関する基準とも照らし合わせまして、継続して日常生活、生活環境の保全上、支障がない状態になることが、確認できるようになることが必要となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 先ほど答弁された、ガスの問題とか、それは分かっているのです。それ以外のことです。跡地利用の問題とか、そういう問題もあります。

それから、これは4者協定に直接関連するかどうかは分かりませんが、福田地区地域振興整備基金というのがありますよね。こういうものの取扱いという問題もありますが、これらについてはどうなるのですかということをお聞きをしています。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） まずは、跡地利用の部分につきましては、4者によって、埋立て完了後の跡地利用については検討をするということになっておりまして、過去数度のいろいろ検討会を開始して行っておるところでございます。

また、基金に基づく地域振興整備事業でございますが、事業団から拠出された交付金をもって、笠間市が基金として管理し、それを基に地域振興事業として、地元の要望等に基づいて実施していくということについては、今後も変わらないというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） この後、次の項目の質問に入るのでございますけれども、なぜ私がこういうことを聞くかという、次の項目の質問に関連するのですが、今後のことについても、ちゃんとやっぱり4者で協議をしていただくというのが必要だと思うのです。これを行政側だけで決めるというようなことにならないように、笠間市としてはやっぱりそういうスタンスで、最後まで進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

次の項目に移りますが、先ほど検討会からの提言に沿って、廃棄物の受入れが、県内の排出されたものに限ること等々の検討会からの提言に基づいて、今、余裕期間、残りを有効に活用するような、そういう方針が立てられたという、そういう説明があったのですが、そういうことを事業団あるいは県が行うに当たって、地元協議会に説明や協議がちゃんとされていなかったのではないかと、私どもは伺っております。

そういう事業団の姿勢に対して、4者協定に違反しているのではないかと、という、そうい

う声も出ているのですけれども、現在、事業団と地元対策協議会がそれでもめていて、監視委員会にも地元の方が参加をされていない、そういうふうに伺っているのですが、この現状について、市としては把握をされているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今、石松議員から御質問いただきましたように、県の方針に基づきまして、事業団が原則、県内のみということとして方針を打ち出した、それにつきまして、地元の方が方針決定前に話がなかったというようなお話等々につきましては、私どものほうも地区の対策協議会のほうからお話をいただいているところでございます。

私どもとしますと、これまで4者協定に基づきまして、地元住民の理解を得ながら運営されてきた経緯を踏まえますと、茨城県及び事業団から、協議会に対して円滑な情報提供が行われることが望ましかったというふうに認識しております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 過去のことを言って申し訳ないのですけれども、例えば平成22年に県外廃棄物を受け入れて、受入れの範囲だとか埋立て、溶融の期間が変更になるということがありましたよね。それから、レベニュー信託制度を導入ということもありました。その際にも、ちゃんと地元の福田地区対策協議会は丁寧な説明と協議が行われているのですよ。それから、東日本大震災、これは市長の英断で、宮城県の災害廃棄物を受け入れるということ、これ議場にテレビのカメラが入って報道されたのをよく覚えています。そうした、そのときもちゃんと地元の説明をされて、覚書も交わされているのですよ。

これまでそういう丁寧なことがやられてきたのに、今回に当たっては、説明も協議も、それからやることに対する質問や意見を言う機会すら与えられていないというふうに、私どもは聞いているのですけれども、その辺の現実はどうなのですか。県は、総会の際に説明をしたというふうに言っています。しかし、総会の中で言われたのは、県の方、事業団の方が、挨拶の中でそのことを述べただけであって、質問を受けたりとか、説明があったりとか、意見を言ったりとか、そういう機会はなかったわけですよ。挨拶の中でそのことを述べたことによって、地元の説明をし、意見はなかったというふうに言われるのは非常に心外だし、そのことに対して地元の対策協議会は非常に怒っているわけですが、その現実については、市の職員も多分総会には参加をされていたと思いますが、どのように受け止められていますか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 県及び事業団から、地域に対しての説明が、総会の中での挨拶の中で行われた、それに対してどのように思うかというお話でございしますが、先ほど申したように、これまで円滑な良好な関係を、地域の方々とエコフロンティアかさまの運営に対して相互の理解を持って進められてきていた経緯を踏まえますと、今回のものも、茨城県及び事業団から、地域対策協議会のほうに円滑な情報等が行われることが望ましか

ったというふうに、我々は、繰り返しになりますが、認識しておるところです。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 望ましかったという認識は、それはそれでいいのですけれども、今後の問題ですよ。先ほど言ったような現状になっています。監視委員会にも、地元の方が出られていない、話が進まない状況になっていますよ。

この状況について、市としてどう関わるのですか、対応されるのですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） エコフロンティアかさま監視委員会、こちらにつきましては、4者協定の規定に基づきまして笠間市が設置しまして、笠間市の市民の方にエコフロンティアの運営状況等についてきちんと説明し、理解をしていただく場でございます。そちらの委員会の中に、福田地区の方々、対策協議会の役員の方、地元行政区の方が参加していただいておりますが、そちらの参加が、事業団、県に対して思うところがあり、ちょっと出席を見合わせているという部分については、我々、監視委員会の設置の目的からしますと非常に残念であり、福田地区の方々にも元のように参加していただいて、監視委員会によってエコフロンティアかさまの運営状況をきちんと説明していきたいというふうなことで思っているのは、従来どおりの考え方でございまして、なるべく福田地区の方々に参加してもらえるよう、またエコフロンティアかさまの監視委員会の中でも、今回の件については事業団より説明があり、エコフロンティアかさま監視委員会の委員の方々が、地域の方々の関係改善に向けた取組を進めていただけるようにという形も、事業団のほうに対しては、意見として委員から出ているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ちょっと煮え切らないのではっきりしていただきたいのですが、ちゃんと説明をしておけばよかったという、そういう認識に立たれるのであれば、今、膠着状態というか、いい関係になっていないわけですから、その間に市がちゃんと入って、問題点を整理をして、今後の協議がスムーズにいくようにしないとまずいのではないですか。これは、日立のほうの新しい施設がちょっと供用開始時期が延びたということもありますけれども、いずれあそこはもう閉鎖をしていく、なくなるわけですから、きちんとした協議を4者でやらなければいけないわけではないですか。このまま行ったら、4者がテーブルについた協議はできないではないですか。

そういう状況というのは、私はよくないと思いますし、地元の住民の皆さんにとってもよくないし、県にとってもよくないことだと思いますので、これ間に入ってちゃんと整理をして、仲裁というか、やっていただくという、そういうことはやっていただけないのですか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 4者の間に笠間市が間に入ってというか、調整役となつて、円滑に進むようにしたらいいのではないかというお話を今いただきました。

県の方針発表をした後にも、我々、福田地区の方々から要望を所管課のほうに受けた際、受けた際には、我々は事業団のほうに訪問し、地域の方の要望や考え方についてはお伝えさせていただいています。それはあくまでも、笠間市としての基本的な役割という部分をきちんと担おうと、果たそうということについては、従来どおりの考え方でございます。

また今、石松議員おっしゃられるように、これまで円滑な関係があったものを何とか市が一生懸命頑張つて動くようにすればいいのではないかというのは、私自身もそのような考え方を持っているところでございますが、関係者が笠間市も含めて4者いるところでございます。そういった部分については、なるべく関係改善等が進められるように、私どもも努力してまいりたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 要するに、さっきの村上議員の質問にも、質問ではないですけども、現にただ子どもの使いみたいに、地元はこう言っているよってことを言うだけではなくて、ちゃんと両方の言い分を聞いて、きちんと整理をしてやっていただくような、そういう気持ちでいるというふうに部長におっしゃっていただいたので、これ以上細かいことは言いませんけれども、きちんとやっぱり笠間市が間に入って、地元対策協議会と事業団、それから県が円滑に今後の問題についても協議ができるような環境をつくっていただくということを最後にお願いを申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。

○議長（大関久義君） 18番石松俊雄君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日12日火曜日午前10時に開会いたします。

なお、この後、広報委員会が予定されておりますので、委員の方には出席をお願いいたします。

本日は御苦労さまでした。

午後2時41分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 村 上 寿 之

署 名 議 員 石 井 栄